

## 平成19年度 第5回北海道道州制特別区域提案検討委員会 会議録

日 時：平成19年10月2日（火）10:00～13:15

場 所：北海道労働委員会会議室

出席者：

（委員）井上会長、五十嵐副会長、佐藤委員、林委員、宮田委員、山本委員  
（事務局）佐藤企画振興部長、井筒地域主権局次長、  
出光地域主権局参事、田中地域主権局参事

### ○佐藤企画振興部長：

本日はお忙しいところ大変ありがとうございます。

定刻になりましたので、第5回の道州制特区提案検討委員会を開催いたします。  
会長、よろしく願いいたします。

### ○井上会長：

朝早い時間からご参集いただきましてありがとうございます。

今日、この委員会を開催するにあたって経緯を若干説明させていただきたいと思いますが、当初は9月の中旬から下旬にかけてですね、この委員会で答申案というものをつくって、9月の下旬、月末あたりに知事に答申をするというような計画を立てておりました。

ただ、前回あるいは前々回出られた方はご承知のようにですね、いくつかのテーマについて、かなり議論が収斂しなかったというようなことがありました。実際に前回ですね、会議を開く段階で、私自身、いろんな議事録等々を整理しておったところですね、もう1回ぐらい、答申の前に会議をやらなければいけないなということで、それまで、10日単位、あるいは1週間単位でスケジュールの調整をされていて、それで9月の中旬から下旬に答申案をまとめなきゃいけないというようなことでありましたけれども、今度は日単位ですね、いつがデッドラインなのかということ計算したら、10月の3日ですかね、に知事のところに答申すれば、何とか、パブリックコメント、あるいは議会等々を経て、年内に、12月の末までですね、国に持って行けるんじゃないかというようなことでありましたので、今日急遽ですね、その会議を開くということで、答申に至るまでには1回余分なですね、余計な、当初予定しなかった会議を開くことになったということでもあります。

それで、今日はですね、緊急提案の審議ということで、議事の(1)のところにあげておりますけれども、前回までの委員会では緊急提案の候補として、検討している3つのテーマ、これは何度も言いますが、食品表示、水道、地域医療対策について、前回、審議をさせていただきました。

それで、そのうち水道法に基づく監督権限の移譲、更にJAS法に基づく監督権限の移譲ということについては、特段の疑義というものはないわけですが、地域医療の確保に関する医師派遣の拡大ということについて、2つの案件について、緊急提案として国に提案するように答申することを決定していたわけですが、一部ですね、コメント等が出てきて、そしてもう少し掘り下げた形で審議をしようということで、必要な整理を事務方に依頼したということがありました。

それで、地域医療対策ということは、今、申し上げましたけれども、2点ありまして、1点が札幌医科大学の定員の自由化についてというものであります。これは、すぐに、後ほどですね、議論をさせていただこうというふうに思いますけれども、例えば、届出で済むものを提案するのは道州制特区の提案にそぐわないというような意見、あるいは、北大、旭川医大を含めて提案すべきというような意見等々が出たということで、本日改めて再検討させていただくということにいたしました。

あとですね、五十嵐副会長のほうからも提案があったわけですが、地域医療の確保ということに関しては、国に提案するというふうにしても、いきなり定員増とかですね、というようなことだけではなくて、やはり大きなグランドデザインの中で地域医療をどういうふうにするのかというような形の中で、1つ定員増を位置づけるということが必要なのではないかとというような観点から、五十嵐委員が用意された提案書と言いますか、案というものをたたき台にして、ここで前回議論をしたということではありますが、説明をいただいた上ですね、一部その議論というものは残しておきましたので、この点についてもですね、改めて本日検討するというふうにさせていただきたいというふうに思います。

それで、本日の議論の進め方でございますけれども、まず、議事次第の2の(1)、アの審議案件として、札幌医大の定員自由化と五十嵐委員から提案されたことについてですね、これらを含めて緊急提案として答申の中に折り込んでいくのかというようにことをですね、判断させていただきたいというふうに思っております。

その後で、緊急提案として国に提案するよう知事に答申するということが決定した案件について、答申の案というようにもの及び参考資料の内容を説明していただいて、内容をですね、確認させていただくということで、皆さん方の手元にはですね、後ろのほうに、その案がつけてあります。

それで、地域医療の確保ということについては、これはストーリー立てということで、何回か申し上げましたけれども、これも一緒にあげるといふことにしたいというふうに思っております。

実際にアの審議、案件審議についてということで入っていきたいわけですが、札幌医科大学の定員自由化について審議を行いたいというふうに思っております。この案件については、これは法令上、届出を出せば済むということで、道州制特区に提案するまでもないということと、あと、札幌医大だけで提案するか、北大、旭川医大も含めて提案するかというようにことについて、今日検討するということではありますが、まずですね、議論をする前に、事務局からですね、前回の議論というものを踏まえて、資料等の説明をお願いしたいと思います。

よろしくお願いたします。

#### ○田中地域主権局参事：

それでは、お手元の資料1に基づきまして、定員増の事前協議の実態につきまして、ご説明したいと思います。

資料1、左側でございますが、本年9月3日、文科省より出されました通知文でございます。別添資料の中でアンダーラインをしているのを、順番につけてございますが、右側を見ていただきますと、これは緊急医師確保対策、いわゆる5月の政府・与党合意でございます。下から4行目、医師養成数の緊急的な増加を行うという方針が出ておるといふことでございます。

2ページ目でございます。

2ページ目につきましては、今回の緊急医師確保対策としまして、医師の養成の推進

ということで、8月30日に政府決定が行われてございます。その中で、1の(2)、真ん中でございますが、医師養成数の上限としましては、各県5名でございますが、北海道は15名と。その時に(3)、講ずべき措置といたしましては、奨学金を設定すること、ポツの2つ目、地域医療を担う医師を養成するためのプログラムの策定、3つ目、ここが当該都道府県の取組を前提として、関係審議会において、大学の具体的な定員の在り方について検討を行った上で大学の定員増の申請の審査を行うという表現になってございます。

めくっていただきまして、3ページでございます。

3ページは、これは、文部科学省のQ&Aということで、今回配布されたものでございます。Qの2、アンサー2でございますが、かっこ書き。国立また、私立大学につきましては、収容定員増の申請が前々年度の3月末又は前年度の6月末までとなっているため、20年度からの定員増はできない。ただし、地方団体の公立大学は前年度の12月末までに届出を終えれば、20年度から可能ということで、政府の緊急医師確保対策ではございますが、基本的には地方団体、いわゆる公立医科大学の定員増が優先するという形になってございます。クエスチョン3、どのような手続き。ここにつきましては、認可申請書等の提出に先立ちまして、学生の地域定着策について当省、文科省に協議をする必要がある。事前協議、が整った段階で、正式な協議文書を提出していただく。それで、事前協議開始から文科省の公文書発出までの所要期間は約1月ということで、国における処理時間は約1月と。それで、なお書きでございますが、文科省の協議と併せまして、都道府県が講ずべき措置に関する都道府県から厚生労働省への協議というものが必要でございます。都道府県と厚生労働省との協議も、大学からの認可申請書等の提出までに終える必要があるという形になってございます。

4ページでございます。

4ページは、今度は厚生労働省のQ&Aでございます。厚生労働省のQ&A、右下、Qの5、緊急医師養成数増を希望する都道府県が講ずべき措置はどのようなものか。

めくっていただきまして、5ページ、アンサー5。先ほども申しましたが、医師養成増分の人数を対象とした奨学金の設定。②といたしまして、地域医療プログラムの策定という形になってございます。それで、右側、クエスチョン9、緊急医師養成数増を希望する都道府県が講ずべき措置は、厚労省でどう確認するのかということにつきましては、大学から文科省への申請に先立って行う必要がある厚労省との協議によって行うと。それで、また、厚生労働省との協議終了が大学の定員増の申請などの前提条件であると。それで、Qの10、厚労省との協議時に必要な資料は何か。最低限必要な資料、①から④。例えば奨学金の枠組みとか、プログラムの具体的内容などなどでございます。それで下、クエスチョン12、医師養成数の増が認められた都道府県が厚労省に定期的に報告すべき事項としてはどんなものがあるか。

これはめくっていただきまして、6ページ。左下、参考とございますが、厚生労働省への定期的な報告事項、例えば①、奨学金の実際の貸与状況。報告が必要な期間、平成34年までと。こういうのも毎回出していくと。次に右上②、③、④とございますが、平成38年度までに、例えば医師の従事先を出すとか、こういった要請が来てございます。

次の7ページでございます。

別添5でございますが、これは20年度から定員増を実施する場合、先ほど申しました公立大学のみ、これは県の取組は厚労省、大学の地域定着策（文科省）を事前チェックという形になってございます。

めくっていただきまして、8ページでございます。

8ページにつきましては、これは文科省から公立又は私立大学に出された文書でございますが、いわゆる収容定員増に係る学則変更の認可申請を行う場合は、届出書類に加えまして、地域定着枠とか、そういったものの提出をお願いしたいと。それで、なお書きで、大学の定員増には当該県の取組に係る厚労省の審査を経ていることが必要だという形で、右側に地域定着策の様式が出ているという状況でございます。これが今般、9月に出されました通知でございます。

次に9ページ、これは一般的な学則変更の国の様式でございます。これは平成19年4月19日に出されてございます。文科省からでございます。それで、右下、例えば公私立大学の学則変更の届出、収容定員の変更に係るものとして、めくっていただきまして10ページ。

10ページの真ん中に②提出書類でございますが、(ア)届出書、(イ)変更の事由等、様式3、また、学則変更の新旧対照と。それで右側に別添様式2がついてございます。これはイメージでございますので。

次にめくって11ページ、ちょっと汚くて恐縮でございますが、別添様式の3、これはこの書類、結構細かくなっております。こういう別添資料3というのを出すと。

最後12ページでございます。

12ページ、ちょっと小さくて恐縮ですが、4の⑤、この書類には、校地等の図面を添付すること。それで、5の③、この書類には、校舎等建物の配置図を添付すること、などなど図面等も必要とされております。それで右側に表紙及び背表紙の作成例とございます。これは正本、いわゆる背表紙をつけてくださいと、縦書きですと、あと、こういう表紙をつけるという話がもられております。

前回の議論を受けまして、福島県の大学のほうに、実際に事務をやった方に確認をいたしました。その結果といたしましては、まず文科省との協議でございますが、だいたいメールのやりとりで今、やっているそうで、先ほどの背表紙は、メールの場合にはないということで、だいたい3～4回のやりとりがあって、出した書類は10ページ程度であるという状況でございました。ただし資料作成、先ほど別紙様式3という、細かなやつがございましたが、あの資料が毎年変わるそうなんです。それで、福島県の場合は、最初わからなくて、18年度の様式で作った結果、ちょこっと変わってましてですね、手直しがあったという話をしておりました。それでだいたい、実際の時間は1月程度かかりましたと。それで、厚労省との協議、これはだいたい10ページぐらいのイメージだったそうです。こちらも今、メールのやりとりをしております。ただ実際には事前協議が終われば、はい協議終わりましたという公文書が出されると。それを受けて正式に協議を出すという話をしておりました。先ほどの様式3、いわゆる文科省への届出につきましても、事前の下調べと言うんでしょうか、いったものが、結構やっぱり1月以上、そういう時間がかかったという話をしておりました。

以上でございます。

## ○井上会長：

ありがとうございました。

只今、事務局のほうから、公立医科大学の学則変更の届出に伴う事前協議の実態などについて、説明が行われ、更に前回の会議の時の一番最後のほうでですね、じゃあ実態はどうなっているんだということで、福島でしたか、公立大学の定員増等々の申請について、どのような形で行われているのかということ、参考にしたいというような意見が出ましたので、それについて調査していただいた結果を、報告していただきました。

それで、只今の説明に対して、質問等があれば、お出しいただきたいと思います。

前回ですね、申し上げておきましたけれども、かなり議論が拡散して、大きく言って、分けてもですね、たぶんこの定員自由化の問題については、2つの異なった意見があったというふうに承知しております。それについて、前回、3時間を超えるような会議の中でありましたので、今日開かれている今回のこの委員会で、各委員に意見を求めるということで、自分の意見をそれぞれ後にですね、披瀝いただきたいというふうに思っております。

そういう意味でですね、意見の表明ということの前に、今、事務局から説明があった部分に関して、質問があればですね、お出しいただきたいというふうに思います。

いかがでしょうか。

佐藤委員。

**○佐藤委員：**

先ほどの最後の福島県立医大ですか、の件ですが、それもう協議は整ったという、現時点で整ったということなんですか。

**○田中地域主権局参事：**

はい。18年にできました前倒し対策だったので、基本的には整ったようです。

**○佐藤委員：**

それが1か月ぐらい。

**○田中地域主権局参事：**

はい。

**○井上会長：**

そのほかいかがでしょうか。

質問ですか。どうぞ。

**○佐藤委員：**

これは今の説明にはなかった質問なんですが、新聞報道などによると、道議会で知事が札幌医科大学の定員増を申請するやのような報道がなされましたけど、その辺はどういうことだったんでしょうか。

**○田中地域主権局参事：**

議会答弁におきまして、今回、北海道15人枠と来てございます。それで5名の定員増を出すということで、これは最終的には医療対策協議会で配分ということになっておりますので、その調整が、最終決定はそこになると思いますが、議場で15名のうち、5名は札幌医科大学でまずやると、いう議会答弁でございました。

**○井上会長：**

ありがとうございました。

ではこの点、前回も意見がかなり分かれたので、今回ですね、それぞれの委員の方々がどういうふうにお考えになっているのかということをお聞かせいただきたいというふうに思います。それで、どういう順番でもよろしいのですが、名簿のあいうえお順で五十嵐委員

よろしいですか。

### ○五十嵐副会長：

論点、2つあったと思いますので、1つずつですね。まず、届出というのは道州制特区としての提案としていかがかというお話がありましたけれども、私、3つの点でやはりこれは出したほうが良いというふうに思っています。1つは、今回の道州制特区は1つのモデルとしてやっていくわけですが、この目的とするところは、広域行政になった場合の、あるいは北海道の自立的発展に資するかとか、あるいは自主性をどこで発揮できるのかという意味で、我々北海道そのものが問われているというところがあると思っています。従ってそれを自分達で決めて、自分達でやっていくんだということの考え方を示すというのが、1つあるのかなというふうに思っています。

2つ目は、道民にわかりやすいということ、これは前回の議論でも出しましたが、道民にとってどうなんだろうという視点というのは我々外していないと。それで、道州制特区はあくまでも事務とか事業の国から道への移譲、あるいは道から市町村へということもあるんですけど、移譲というのがメインで、業務の効率性というところが結構、目的に書かれています。我々としては最終的に道民がわかりやすく、道民の生活に密着するということが必要だろうと思っています。そういう点でこの話というのは非常に、道民受けするというの言い方が変ですけど、道民生活に鑑みて必要ではないかというふうに思っています。

最後なんですけれども、3点目はですね、法律的にどうかという議論からだけで議論するのであれば、法律の専門家だけの議論になってしまうのではないかと。我々、法律家じゃない委員がいるというのは、そうではなくて、もっと幅広い観点から見た時に、道州制というものをどう捉えるか、その時の1つのモデルとして特区をどうしていこうかという議論はやっぱりする必要があるのかなというふうに思いましたので、これについては、私のストーリー、併せて、道民にわかりやすいという意味ではストーリーもそうなんですけれども、その中においても、最初の一步じゃないんですけど、考えていく必要があるのかなというふうに思っています。

以上で最初の論点ですね、札幌医科大学についての届出の自由化については、出したいというのが意見です。

それから、国立大についてどうするかという議論があったんですが、今回は緊急提案ですので、今見ましたように、国立大まで巻き込むとその議論とか調整というのは、やっぱりやや時間を要するのかなという気がいたしますので、我々としては議事録で残っていて、議論したということがありますので、ちょっと今回の緊急提案という中には盛り込む時間的なゆとりがないのかなというふうに思います。以上です。

### ○井上会長：

ありがとうございました。

では佐藤委員。私が次なんですけど、私が言うのはあれなんで。

### ○佐藤委員：

只今、五十嵐副会長のおっしゃったですね、最初のほうの、北海道が様々な形で自主自立をするという点につきましては、私も同意見でございます。ただ、その観点から見ました時にですね、むしろこの届出、いろいろ今日新しい資料なども含めてお出しただきましたけれども、要はそれなりに北海道が努力をすればですね、あるいは札幌医科大学が努力をすれば、認めないということではないわけですし、しかもこの12月まで

に出せば、しかも1か月でいいということでございますから、現時点で決して遅くはないことですので、そのためのむしろ動きをですね、加速させて、できる限りこの公立大学は来年度からできますよということでありますから、しかも北海道について15、この枠をどうするかはいろいろ全体の配分というのはですね、他とも協議が必要かと思いますが、議会での知事の答弁もございますし、5名程度ですね、こういったものについてはむしろどんどん道庁サイドなりでご努力をいただいて、是非この12月の末までのですね、提出に間に合うような努力をしていただくと。そういう形で、札幌医科大学の定員増を実質的に図るという努力をするのが先ではないのかというふうに思います。

それで、先ほどお話しがございました、緊急提案でございまして、この定員増につきましては、要はここで、道州制特区で提案をいたしましても、来年度からすぐの定員自由化につながるとは到底思えないわけですね。いずれにしても大学の準備がございまずので、受験生その他に対する周知等も含めると、これはやはり12月までに決めるというのはぎりぎりの線だろうというふうに思います。従いまして、この答申を仮に出したとして、また、道議会の決議、関係市町村の協議というものが成立したとしてですね、12月末に道州制特区として提案するとしましても、実際上はその後になりますから、来年4月からの定員増というのはまず無理だというふうに、物理的に無理だろうというふうに思われます。国が認めたとしてもですね、それはまた時間のかかる話ですから。従いまして、今回、緊急対策、この札幌医大の定員増という話が出たのをきっかけといたしまして、どんどん緊急対策としての札幌医科大学の定員を拡大していく、どんどんというわけではないですが、一定程度の拡大をまず図っていくと。こちらをやっていって、このいろいろ細かい書類がありますが、我々大学にいる者にとりましては、ちょっとしたことで分厚い書類を出さされるのは毎度のことでございまして、特に、我々から見ると、不思議でも何でもなし、10ページ程度で済むのかという感じがむしろ逆の印象で、最近それぐらい良くなったのかなという印象でございまずので、それならばむしろそちらの方ですね、関係各所との、いろんなところとの協議等はあるかと思えますけれども、まだ10月の始めでございまずから、協議1か月ということであればですね、十分時間的にはゆとりがありますので、そちらのほうを急いでいただいて、それで協議が例えば1か月と言っているのに1か月で終わらなかったとかですね、札幌医大さんだけ出していただいてもだめですと、もちろん北海道の中で協議が整わなければだめですが、整った上で札幌医科大学だけ出してもらってもだめですと、15人なんですからね、という話になった場合には、これはやっぱりだめだと。こういうふうに届出と言いながら、そういうことがあるというのでだめだというので、検討して、十分に合う。つまり来年度の定員増に間に合わなければ、再来年度になるわけですから、十分まだ緊急というところでは、当てはまらないと言いますかね、来年の3月なりに出しても、十分、逆に言えば、余裕を持って、再来年度の定員増には間に合うということになるわけですので、そういう意味では今回は、緊急提案からはこれは外しておいて、実際に札幌医科大学の定員増について、各所との調整なり、あるいは厚労省や文科省との事前協議に早急に入っていただくというほうが、むしろ緊急対策としては必要なのではないかというふうに思います。それが、札幌医大の届出先の知事への変更という部分についての意見でございます。

それから、北大、旭医大。2回目の会議で申し上げましたけれども、私が申し上げたのは、どうせやるんなら、こちらのほうが筋ではないかというふうに申し上げたものでございまして、これは五十嵐委員のおっしゃるとおり、今、緊急にどうこうというのには到底間に合わないと思いますので、これについては今、緊急という形では審議しなくてもよろしいのではないかと。まだ、次回以降の課題として残しておいてもよろしいの

ではないかと思えます。以上です。

**○井上会長：**

ありがとうございました。

続きまして、林委員のほうから、ご意見いただきたいと思えます。

**○林委員：**

私は、五十嵐委員がおっしゃった意見に賛成をしています。

やっぱり、北海道の自主・自立の1つの表れとして、この答申の案を見ますと、設立団体である北海道と、札幌医大で、北海道の地域医療に着目した対応ができるという点で、非常に私はわかりやすい道州制特区になるのではないかなと思えます。

今回は、医科大学の定員の自由化に関してのみですけれども、札幌医科大学の学則変更のすべてに関して、北海道の地域医療にふさわしい学則変更も含めて、私は意味があるのではないかなと思っています。

それと、北大と旭川医大の扱いについては、私は、2回目の時にも申し上げましたけれども、これは全国から学生が集まってくる国立の大学ということもあって、北海道の今の地域医療にどの程度かかわるのかというようなことも考えると、今回の緊急のところでは札幌医大のことだけをあげるのが良いのではないかなというふうに思えます。

ただ、これは全体の提案するときにも必要な話になると思えますけれども、全体の北海道の地域医療をどうするかという考えをきちんと示した上での、その中の1つとして緊急提案だということを強調しないと、答申1はこれですという形で出したのでは、なかなか理解も得られないのかなということは思えます。以上です。

**○井上会長：**

ありがとうございました。

続きまして宮田委員、ご発言をお願いいたします。

**○宮田委員：**

はい、ありがとうございます。

前回ちょっと、2回目の委員会を欠席して、前回参加して、今回いろいろと資料を見せていただいておりまして、だいぶ整理されてきたなという気がします。どうも事務局のほうお疲れ様でした。

まず、僕は逆に国公立のほうからいきますと、札幌医大だけじゃなくてやはり、地域の医療大学の定員のことだとか、あるいは地域医療のあり方というものについては、やはり道民が問題を解決できるような仕組みをつくってほしいという意味では、これはまだまだ奥深い、大学だけの問題ではないということもありますし、今、各委員の先生方もおっしゃったとおり、これは時間のかかる問題なので、継続的な検討をしながらですね、そういったことも踏まえていくということによろしいかと思えます。

それですね、僕は届出うんぬんについては、この間の議論ではあまり発言しなかったんですが、形的には届出になってしまったけれども、前回にも話ありましたが、基本的にはそのプロセスや何かを見てると、届出というよりは認可。厚生労働省のほうでのこれが地域の、これでいきますと地域の設立者である道の公立大学の医学部に対しても、未だにこういったことで、国が今回、たまたま国としての緊急医師確保対策ということで、この今、このおふれが出たということで、これがなければ未だに定員についてはやはり同じプロセスですとやってかなきゃならないということですから、そう考えると

やはり、今後のことも考えて、恒常的にやはり地域の医療に関して、設立者である道が、基本的に知事がね、枠だとかね、こうしていきましようとかいうようなことを決められるようにするということを含めましてね、やはり考えて、私たちは提出するべきだというふうに思いますし、先生方おっしゃったとおり、自立的に道内の問題を考えるという意味でも、それは1つずつ、できることからやっていくことが必要だと思いますので、そういった意味で今回これは提出し、また、今、林委員がおっしゃったように、継続的にね、医療の問題は、五十嵐副会長が前回提出されました、いろんな意味でグランドデザインも考えながら、見据えながら考えていくということを経営していくということを確認して、進めていただければというふうに思います。以上です。

**○井上会長：**

ありがとうございました。

では、最後になりましたけれども、山本委員のほうからご発言いただきたいと思ます。

**○山本委員：**

まず、前回欠席しまして申し訳ありませんでした。

私の意見ですけど、結論から申し上げますと、最初におっしゃった五十嵐委員の意見に賛成です。五十嵐さんがこの前ご提案なされた全体の概念がわかる資料、私も非常に参考になりました。あちらの全体のグランドデザインを示した上でないと、この議論だけぽんと出すと、正直言うとちょっとね、話がやっぱりスケールが、という気がするんですね。ですので、背景にこういう全体の議論をした上で、今回突破口として、こちらをまず最初に緊急として出すというのがいいのかなというふうに思います。今も各委員がおっしゃいましたけれども、実質的にはやっぱり国の権限の中で協議が行われているのが実態で、それも今回の例で申しますと、1か月という、比較的というか、かなり短時間なのかも知れませんが、これは他の案件で申しますと、かなり時間の差があることかと思ます。ですので、普段、普通にビジネスの世界でやっている人間の視点で言わせていただくと、これで大事なのは今回の時間ということよりもむしろ、実質的に権限が移ることかと思ますので、その観点から、冒頭の届出うんぬんの話に関して言うと、今回は届出先を国から北海道とするということがいいのかなというふうに思ます。権限移譲ということが明快になるというところが一番の大切なところかと思ます。

それから2番目の国立大学のことに关しますと、地域医療という観点から言えば、大学の形態が違っても、当然国立大学も視野に入れて議論すべきことかと思ます。むしろ実質的には国立大学のほうが、地域医療に関して力を振るわなければいけない立場にあるのかも知れないと思ます。それは、最先端医療という意味でもそうですし、違う分野においても、実は研究なんかも進んでるという意味から、それをもっとオープンに地域に還元すべきかと思ます。ただ、残念ながら今回は、国立大学法人の成り立ちとか、それから背景とか、現状の推移を考えると、緊急案件に入れるのが非常に難しい。ですが、ここも視野に入れて議論した結果、今回札幌医大について、という形をできれば付記していただくのがいいかなというふうに思ます。以上です。

**○井上会長：**

ありがとうございました。各委員からご意見をいただきました。

このテーマに关しましては、第1回あるいはそれ以降の実質審議の中で、再三にわた

って意見が披瀝されて、そして対立する意見も多々あったかと思えますけれども、今日ですね、どのような形で答申の中に織り込むのか、織り込まないのかということの最終審議という形で、やらせていただくということで、各委員の皆さん方には、今日自分のご意見、スタンスを明確にさせていただきたいということで、前回の会議の終了時点ですね、宿題としてお出ししていたものですから、それに基づいてですね、ご意見をいただきました。また、ご意見をぶりかえすということではなくてですね、およそ意見が出てきたということで、その収斂をさせていただければというふうに思っております。

それで、私自身はというのは、これは前回の最後のところで申し上げましたけれども、要するに、大きな意見の流れというのは、2つ、当然対立するということは2つ以上あるわけですが、1つはやはり法律というものの解釈に基づいて、法律的には届出ということでもいいということですから、それはそれでいいじゃないかということの意見が1つある。ただ、私が前回申し上げましたのは、確かにそれはそうなんだけれども、しかし、もともとの問題点というのは、これは若干飛びますけれども、道州制の議論というのは、地方分権そして最終的には道民の皆様方が1つ1つですね、その自分達の意味そして判断によって、自分達の地域を自分達の手で、快適な生活ができるような形にもっていくというようなことが、これは道州制の原点の原点であったというふうに思っております。そこから来ますとですね、この定員増の問題というのは、これは法律的にはというのは、これは動かし難い事実だけれども、先ほど事務局のほうからも説明いただきましたように、その前にとにかく事前協議というのが、要するに積み重ねられるということで、これは公式の文書にも出ているということで、実際に法律の体系はこうだからというふうに片方言いながらも、実際にその定員増というものを実現するためには、その間に事前協議を何回も重ねていかなければいけないということにあるわけですから、現実的には、それは単純に建前論ということではなくて、やはり現実に沿った対応というのが必要だろうというふうに思っております。それで、実際に法律的な体系だけでやっていった場合というのは、例えば、現実に定員増ということ国を持って行って、その時に、法律的には事前協議というのはないんだというふうに言ってみても、そのことによって今度は、定員増というようなものが先送りされるというようなことになると、私たち自身はですね、道民の皆様方に対して、折角のこのチャンスというものを、要するに後送りするというようなことで、そこの部分の責任までは負えない。

それで、最後にしますが、要するに道州制の議論では、冒頭に言いましたように、道民の皆様方にとって何がいいのかということで、少なくとも、この定員増の問題を今回の緊急提案の中に入れていく場合には、これは恐らく、失われる人達というのは1人も道内にはいないわけですね。ですから、これは道内でやっぱりいろんな形での痛みを感じるという人達がいれば、私たちはそこについては、慎重な形でいかなければいけないけれども、定員増の問題というのは、誰も犠牲者が出るわけではないというようなところもあるので、私自身としては、これは緊急提案という中に織り込んでいけばいいのではないかとこのように思っています。

それで、あと1点のところ、北海道大学と旭川医科大学の問題。これは、山本委員のほうからもありましたけれども、これは国の機関であって、今は国立大学ではなくてという意味ですね。国からの関与というのは受けるけれども、組織的には国立大学ではなくて、国立大学法人というような形になっているというようなどころがあります。そういうようなどころですね、法律的にここで知事が権限をどうやって持てるのか、そしてこれは北海道大学、私はそこにいるんですが、要するに、医学部だけというのは、恐らく果たしていくのかどうかという部分がある。つまり法人全体を、要するに知事のもとに置かないと動かない。医学部だけということというのは、これは法律的なシス

テムとして、いかがなものかという部分もあるということで、ここの部分は皆さん方と同じようにですね、緊急提案というところには、ちょっと検討事項がかなり残ってるけれども、やはり大きなグランドデザインの中ではですね、やはり継続的に審議をしていくということで、道民の皆さん方がかかえておられる地域医療の問題というものを、解決する方向というのを模索していくことが必要だろうというふうに思っております。

それでですね、大方意見を賜りました。そして今日、全体の委員の中で出てきておられない、福士先生。これは今回はともかくとして、前回までの意見というのを賜っておりますので、そうすると、あげるということについては、極めて慎重な姿勢を持っておられるのかなというふうには思います。

そういうことですね、全体としては、これは緊急提案に、定員の自由化というところですね、札幌医科大学の定員の自由化というところは、明日予定しております、知事に対する緊急提案の答申という中に織り込んでいくというふうにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい。どうぞ。

### ○五十嵐副会長：

1点確認ですけれども、佐藤委員がおっしゃったことで、緊急対策としては、今回出された緊急医師確保対策でしたほうが良いという、それはそのことはわかるんで、道州制の特区に提案するからといって、これをしないということではないわけですよ。そこだけ確認と、それから緊急確保対策では、まさにこれ緊急確保対策というのは10年の年限しかないんで、今後のことも考えてという意味で、道州制では道州制として提案し、緊急対策としては、これはこれで来年度からという提案でお願いしたいと思います。以上です。

### ○井上会長：

ありがとうございます。

いかがでしょうか。先ほど、提案させていただきましたけれども、緊急提案の中に札幌医科大学の定員の自由化というのを盛り込むということで、いかがでしょうか。

どうぞ、佐藤委員。

### ○佐藤委員：

どっちにしても反対意見なんですけれども、先ほどちょっと言い漏らしましたけれども、これ、前にもお話しをしたかと思うんですが、これ恐らく出ていってもですね、国のほうは受けないのではないかと思います。届出でしかもこれだけ、8月30日とか9月3日にこれだけ出して、今、五十嵐副会長の質問に対して道側からの答えありませんでしたけれども、そういうものを、4か月もあるのにやらないで置いて、今更知事に権限をよこせと言っても、通らないんじゃないのと言われるのがオチじゃないかというふうに思います。ですので、最初に申し上げましたように、まずはそちらをやってみてからでまだ間に合うと。緊急と言っても定員が実際に、これ仮に出したとしてもですね、何度も同じことになっちゃいますけれども、来年の4月からではなくて、再来年に、仮にうまくいったとしてもそうなるわけですので、今、五十嵐副会長からの質問に対して道側からの答えはありませんでしたから、どういうつもりかわかりませんが、それをまずはやると。それを見てからでも決して遅くないということで、これに載せることについては、私は賛成できないということ、議事録に残しておいてください。

○井上会長：

いずれにしても、冗談で言っているようなことも議事録にきちんと残っておりますから、その部分は議事録にきちんと残るといふふうに理解をしております。

それで、話をまた前に戻して恐縮でございますけれども、これは緊急提案という形ですね、これを札幌医科大学の定員自由化というのには、盛り込むということによろしいでしょうか。

○林委員：

私は賛成なんですけど、書き方として、私は札幌医科大学の学則変更の届け先を国から北海道とする、というふうにしたほうが何か道州制の特区としてはいいのかなというふうに、私は思っていたんですけど、そのあたりはやっぱりこの医科大学の定員自由化という項目にしたほうがよろしいのでしょうか。

○井上会長：

その点は後ほどですね、後ろのほうで、答申案というのが出てきますので、そのところでご議論いただければと思うのですが、今ここでやりますか。

ちょっとこれは、後ほど答申案が出てきたところで、そのこの括り方については、また改めてご発言いただいて、そこで検討するというようにさせていただきたいと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

(各委員発言なし)

では、札幌医科大学の定員自由化については、緊急提案の答申というところに盛り込むという形で対応させていただきたいというふうに思います。

それであと1点、今、説明がありましたけれども、併せて説明をいただきましたけれども、2つの国立大学ですね、問題については、これは各委員の先生方が一致していたと思いますけれども、緊急提案というところには、十分な審議が行われていないということもあって、この部分は盛り込まない。ただ、それは極めて重要なことであるので、もう少し慎重に議論を重ねていく必要があるということで、継続審議という形で取り扱わせていただきたいと思います。そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

(各委員発言なし)

ありがとうございました。

では、次に移りたいと思いますが、先ほど冒頭でですね、本日の議事のところで説明いたしましたけれども、前回の委員会で五十嵐委員から提案のあった、緊急提案事項の取り扱いについてですね、検討したいと思います。それでこれは、前回、五十嵐試案というものが出てきて、その中でですね、一部の委員のほうから、では道民提案との間のつながりというのはどういうふうになっているのかというようなご質問もありました。そういったものを受けてですね、全体として、いわゆるグランドデザインの書き方についてということで、事務局のほうから説明をいただきたいと思います。前回は事務局からも別な形で出ていったんですけども、委員会の中では、これは五十嵐案のほうがいいんじゃないか、というような意見もあったと思いますけれども、それらを調整してとい

うことで、改めてご説明いただくというふうにしたいと思います。よろしくお願ひします。

### ○田中地域主権局参事：

それではお手元の資料2をご覧ください。

道民提案と五十嵐委員提案との関係整理表ということでございます。

まず、表のつくりを申し上げますと、分類がございまして細分類、それで、これまでの検討委員会における検討内容と申しますのは、道民提案に基づきまして、これまで審議をいただいた点でございまして、その方向性、また、検討委員会で出ました論点・意見などを簡略に記載してございます。

次に右に進みますと、五十嵐委員からのご提案ということで、★印は緊急提案、○印は継続検討という形でございまして、まずその関係というのが道民提案との関係で、例えば一致というのは同じであると、あと関連というのは関連しておるという整理をしてございます。それで、分類と提案事項がございまして、新たな視点と申しますのは、五十嵐委員からのご提案というものが、これまでの道民提案に比べまして、新しいどのような視点が、新しく加わっておるかという整理をいたしました。

それでは細分類、これは1番から番号ございしますが、24分類のうちのこれまで検討いただきました12分類を整理してございしますが、そこから入りたいと思います。

1番、医育大の定員増・地域枠導入と。これにつきましては、検討いただきまして、先ほどの中で、札幌医大の関係も緊急提案ということでございしますが、五十嵐委員から出ております関係で言うと、全くこれは一致してございます。ということで、黒、緊急提案ということで、一致ということでございます。次に、関連ということでございます。これは、地域の医療関係者の育成・配置ということで、公立・私立大学医療関係学部の入学定員増と。これは、新たな観点ということで、医学部以外、医学部以外の医療関係学部の定員増というものにつきましても、届出及び認可を文科大臣から知事へという内容でございします。摘要欄は現行の制度等を記載してございします。

次に2番、地域での臨床研修の義務化。これは、道民提案につきましては、継続検討という形で整理されております。これまでの議論でございしますが。まず、その関連といたしまして、★、臨床研修病院の道知事による指定・監督。下にさがりまして、継続検討でございしますが、臨床研修先を道知事の指定病院に限定をするという、2段階ということで、都市部の医師の抑制と地方部の促進という観点を図れないかという点でございします。それで、新たな観点といたしまして、臨床研修病院の指定、いわゆる指定権限を厚生労働大臣から知事へという観点が加わっております。その下の臨床研修先の関係につきましては、臨床研修先の義務付け。これは現行は研修医が自らの意志で選択する、マッチングシステムにはなっておりますが、これを義務付けできないかという点でございします。

続きまして3番、外国人医師でございします。五十嵐提案におきまして、外国人向けの外国人医師、看護師等の受け入れ、また、医薬品の持ち込み、これは地域限定という整理ができないかということでございしました。これはあくまでも観光施策との連動としまして、外国人の長期滞在といったものに対応するという趣旨でございします。それで、これにつきましては観点としては、診療対象をあくまでも外国人旅行者など、いわゆる外国人に限定と。また、地域も限定という形ができないか。また、医薬品の持ち込みについて、現在医薬品について、いわゆる薬屋さんで売っているのは別ですけれども、処方箋の医薬品につきましては、お医者さんじゃないと買えなくなってございしますので、そういう医薬品の持ち込みなど、外国から例えばできるとか、日本で買えるとか、そういう

ことができないかという趣旨かと思えます。

続きまして、めくっていただきまして2ページです。

2ページにつきまして、9番。養成施設指定権限の移譲等につきまして、五十嵐提案の趣旨といたしましては、保健師・助産師・看護師等の学校・養成施設の道知事による指定、監督権限という点ができないかと。それでこの中では、新たな観点として、理学療法士とか作業療法士の学校・養成施設もございまして、また、指定権限までとは言わず、指導、監督権限の移譲というのも選択肢ではなかろうかという趣旨でございます。

続きまして12番、標準医師数の算定方法の緩和で、これは提案の趣旨といたしましては、医療機関の医師標準数の道知事による設定。例えば過疎地域限定と申しましょうか。それで、新たな観点ということで、道全体ではなく、過疎地域の医師標準数の設定、その決定権限を厚生労働大臣から知事へ移せないかと。ただその場合には、当然バックアップ体制、これは地域での連携とか、遠隔医療の活用といったものが必要ではなかろうかという趣旨かと思えます。

続きまして、以上が関連ということで、以下、新規3本ということで理解いたしました。

まず、新規3本のうちの1本目、専門職種の役割分担の見直し、これは道知事が指定する訪問看護師の業務・役割の拡大。観点としては、看護師が医療行為をできないかと。今は医者の方の指示のもとで看護師さんが働いておられますが、看護師自ら医療行為ができないかということで、摘要欄で助産師ということで、助産師さんは看護師資格と助産師資格を両方持って、より専門的な分野に特化してございましたので、こちらで検討させていただきました。その時に、助産師さんにつきましても、臨時応急の場合を除きまして、医師の指示がなければ医療行為はできないと。ただ考えられるものとしては、ブルーライトの使用、このブルーライトというのは保育器にアトムモニタスタンダード光線治療というのがあって、何かそういうスタンドみたいなやつでございます。とか、分娩監視装置の使用とかモニター使用。現在、こういったことに拡大はできないだろうかというものが1つ考えられます。

続きまして新規の2番目、介護福祉士の業務・役割の拡大。これは介護福祉士の医療行為ができないか。これは、摘要欄にございます、医療行為は今対象外です。しかしながら、たんの吸引。この、たんの吸引というのは、在宅のALS患者、筋萎縮性側索硬化症と言っておりますが、たんの吸引についてはこれまでもできておりました。しかしながら、そこにつきまして、ALS患者以外の在宅療養者、障害者についても、平成17年からできるようになりまして、いわゆる一定の要件のもとで許容されるようになったと。これは、やる時は本人の同意書というのが必要になってまいります。そういうのが1点ございます。また従来例えば、血圧測定とか、正常な爪切り、また、脇の下で体温を測る。こういったことが医療行為かどうか判明してなかったんですけども、17年には、これは医療行為ではないということで、若干拡大してございます。従いまして、今後考えられる医療行為としては、例えばたんの吸引、たんの吸引もちょっといろいろ聞きますと、例えば肺とか気管、我々たんと言うと、のどのそばなんですけれども、気管支の奥のほうとか、そういったこともあって、かなり限定されているようですが、そういったたんの吸引。あと2番目が胃ろう・腸ろう患者に対する経管栄養。この胃ろうと申しますのは、消化管に直接栄養剤を流し込む方式でございます。それで、経鼻、鼻を経由する経鼻というのは、鼻にチューブを通して入れる。もう1つの方法が胃ろう、これはお腹から胃に人工的に穴をあけてまして、その穴にチューブを通して、栄養を流し込むと。そういった胃ろう、腸ろう患者に対する経管栄養といったものが考えられるかと思えます。

最後に、地域救急体制の補強ということで、道知事による緊急自動車の拡大といったものができるか。これは視点としては、緊急自動車を拡大して、速度規制とか優先通行できるようにして、早く患者搬送ができないかという趣旨で出てきたものかと思えます。それで現在、摘要欄ですが、道路交通法39条1項によりまして、緊急自動車というのは政令で定めるとされており、政令14条によりまして、救急自動車の要件は2つありまして、赤色警光灯とサイレン、これ両方使わないとだめだというふうにされております。それで、救急用自動車、これ17年北海道警察調べですが、市町村これ特に消防を中心としまして589台。あと医療機関、これはお医者さん、病院に配置されている車、救急自動車ですが、348台。現在北海道に937台の、その赤色警光灯+サイレンといったものの車が、これは公安委員会に指定又は届出されてございます。それで、一方、民間患者輸送車というのがございます。これは、患者等搬送事業者が緊急性のないものを搬送すると。要は民間救急という、よく東京とかでも言っておりますが、民間救急ということで、車の形は救急車のようなケースをとっているんですけども、サイレンとか赤色警光灯は使えません。それで、これは民間患者輸送車、いわゆる民間救急と呼ばれてますが、緊急の場合は119番かけて、救急車を呼ぶというケースでございまして、定期的な通院とか、そういったものに使われていると。北海道でも、札幌市の消防局が認定しているものが6事業者19台とか、一応、東京中心に動いているんですけども、北海道でも札幌管内19台、旭川でほしい8台といったものがあるようでございます。あと、ここに書いてございませぬが、へき地患者輸送バス、というのは市町村が持っております、へき地患者輸送バスというのが、53市町村で配置されているという情報もございました。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

すみません、もう1点あとあれですね、引き続きまして、資料が飛んでちょっと恐縮でございます。

一番最後に、参考資料という資料がございます。A4版の参考資料、縦型でございますが、一番最後にございますが、その参考資料の1番というところをめぐっていただきますと、参考資料の1。これは地域医療の確保ということで、前回提出資料に比べまして、検討の方向性、今、道として、どういう方向で地域医療の確保を検討するか、ここを新たに加えました。医育大学の定員増とか地域枠の設定、広域化とか、いわゆる道州制特区に限らず、予算関連、また国への要望、そういったものを明記しております。

それで、下の表、これは医療対策協議会にこれまでも出ておる資料でございまして、いろいろ医師不足からいろいろ広域化、集約化、中期的対策など、医療対策協議会ベースでございまして、いわゆる道州制特区というのが施策実現の1つのツールというふうには道としては理解してございまして、後ほど五十嵐委員からご提案いただいております、特区から見た医療政策、いわゆる何と言うんでしょうか、道州制特区を活用した医療政策ということと、今、北海道が進めております、施策実現のツールとしての道州制特区という、ちょっと違いがございまして、実は前回の委員会の時に、五十嵐委員からのご提案と北海道の資料を合わせるというご議論でございました。ただこれ、物の見方が施策実現のツールと見るか、道州制特区から見た医療政策と見るかによって、体系が非常に一致させることが難しく、合流が非常に困難であったということを申し上げます。

それで、次のページ、2ページでございます。

2ページにつきましては、五十嵐委員からご提案ありましたものを、道州制特区を活用した医師確保という中に、例えば真ん中の地域の医療関係者の育成・配置のところであれば、ローマ数字3番。医師の派遣システムとして、いわゆる民→民、公→民の医師派遣といったものを若干加えておいてございますが、ということで、ちょっと融合が困

難であったということをご報告いたします。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○井上会長：**

ありがとうございました。

只今、事務局のほうから資料の2及び参考資料の前段部分に基づきまして、前回少し検討しようということになっていた、いわゆる五十嵐試案、五十嵐委員からの提案について説明をもらいました。

それで、今、事務局のほうから説明があった部分も含めて、何かご意見・ご質問があれば、お出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○佐藤委員：**

簡単な質問を1点だけさせていただけないですか。大きなA3の表の2ページの最後の、緊急自動車なんですけど、説明をいただいたんですけど、新たな観点などで速度規制って書いてますけど、緊急自動車だから速度をオーバーしていいということにはなっていないような気がするんですけど、どうでしたでしょうか。

**○田中地域主権局参事：**

すみません、ちょっと今、調べておりますので、わかり次第お答えします。

**○井上会長：**

はい、どうぞ。

**○五十嵐副会長：**

資料を整理していただきましてありがとうございます。

私、前回提案させていただいた趣旨を若干補足させていただきたいんですが、まず、地域医療を確保するために、医師確保というのは非常に緊急ではあるんですけども、それプラス医師と一緒に仕事をする、コメディカルなと言うか、医師以外の医療関係者というのにも念頭に置く必要があると。むしろPT[理学療法士]については、医師より確か偏在が高かった、強かったのではないかと記憶しているんですけども、そういった意味で出させていただいております。

それから、訪問看護、介護福祉士のところは規制緩和となっておりますが、私は確か地域限定で過疎地域だけ、要するに医者もなかなか訪問診療できない、あるいは患者が病院に来れないというところについて、看護師あるいは介護福祉士の業務の拡大は考えられないだろうか、こういう趣旨です。

また、緊急自動車につきましても、これは次のところも関係するんですが、道のほうで検討されている、例えば医療機関の広域化とか集約化ということが進んでいけばですね、やはり身近な病院に行くところでも、緊急に搬送が必要な場合の足の確保という意味合いで出させていただいております。

そういう意味で、先ほど資料の整理ですね、道の図と、私の図の融合が難しかったということで、前回言えば良かったんですが、私としてはこの図を融合するということではなくて、道が考えているこの医療政策を補足し、連動するものとして、道州制を考えたときにどうかという意味合いだということで、前回資料を出しましたので、これは融合する必要はなく、このままで結構だと思っています。

それで、こういう道が考えているものに、道州制特区でやっければ更に道が考えて

いるような施策の展開がスムーズにいくというものもあるだろうということで、ちょっとそれはどれだということはまだありませんが、先ほど申し上げた広域化、集約化に対しては、例えば緊急自動車ということも1つバックアップの仕組みになるのではないかと、そういう意図でございます。以上です。

**○井上会長：**

ありがとうございました。  
事務局どうぞ。

**○田中地域主権局参事：**

すみません、先ほどの質問でございます。  
緊急走行の場合、法定最高速度80キロまで出せると。  
あともう1点、道路交通法の中では道路交通法39条第1項、緊急自動車は道路の右側、はみ出して通行できる。また、その第2項、法令の規定により停止しなければならない場合においても停止することを要しないとといった形になってございます。

**○井上会長：**

よろしいでしょうか。  
そのほか、いかがでございましょうか。  
宮田委員どうぞ。

**○宮田委員：**

すみません。五十嵐委員の提案に関して、要するにこの間のあれでいきますと、北海道の医療の問題に関して、どういうことが問題になっていて、どういうことが必要なのかという、参考資料の2ページ目にあるような、この図が非常にわかりやすく、道民提案、特区の提案に関して見るときに、問題点を見るときに非常にわかりやすいということだったと思います。

それで、あれですね、出てきた案については別にここで継続審議にあげていくということでもありますよね。そして、こういったことの中で、プロットした中で、今回、緊急提案にはこれとこれをあげていくけれども、今後こういった問題に関して、今、私たちが認識している道の医療の問題に関して、あげられている特区の案はこういうふうになってますし、こういうふう提案を検討していきますということがわかりやすくなるような、そういうことですね。たぶん。

**○五十嵐副会長：**

資料の、参考資料の2ページ目に整理しなおしていただいた、私が元図を書いたものですが、この中の緊急提案事項P、ペンディングというのは、もし可能であればご議論を若干いただいて、私としては1個でもと思ったんですが、ちょっともう答申案に入りますので無理かも知れませんが、多少議論を進めていただければですね、次、継続審議もつながるかなという気がしています。

**○井上会長：**

今の点、いかがでしょうか。

**○佐藤委員：**

先ほどの事務局の説明で、緊急自動車にこだわってるわけじゃないんですけど、緊急自動車については、先ほど北海道公安委員会の指定とおっしゃいましたよね。

(田中地域主権局参事～届出又は指定。)

ということは、これは国に別にどうこうしなくても、増やせる。

(田中地域主権局参事～それ自体は、はい。)

基準や何かが細かくて北海道に合わないとかそういうことはあるんですか。

#### ○田中地域主権局参事：

緊急自動車の対象が、例えば病院にあるものは確かに指定されてるんですけども、例えば介護施設とか老健施設の車はだめだよとか、それと、逆に病院から住民にアプローチする側と、逆に住民が病院にアプローチする時に、五十嵐委員からのご提案の中には、例えばタクシーとか、にも使えないかというご提案もあって、そうなりますと、法令にぶつかってくるかなというふうに理解しております。

#### ○井上会長：

宮田委員何か、手をあげられました。

(宮田委員～あげました、あげましたね。)

#### ○宮田委員：

失礼しました。私はこの参考資料の2のですね、このPというのはペンディングという意味ですね。すみません、ありがとうございました。

僕は、この間の委員会でもお話ししましたが、臨床研修医などの道知事による指定、監督というのは是非進めてほしいなと思ってますので、もし今日ここで委員会として、もちろんそれから今、全国的にも問題になってます助産師の関係のですね、問題だとか、いうことであれば、このペンディングのあれが、事項につきましても、議論ができるのであれば、若干時間をいただいてですね、まだ昼前ですし、まだ大丈夫なのかなと思いますので、是非お願いしたいなと思います。

#### ○井上会長：

そのほかいかがでしょうか。

今、提案者の五十嵐副会長、そして宮田委員から、関連するご意見がありました。

それで、審議をするということ自体はやぶさかではないのですけれども、それをするんだとしたら、ということなのですが、今日の委員会そのものというのは、趣旨は、各委員の先生方は重々ご理解いただいておりますけれども、要するにもうデッドラインが、明日の、緊急提案のデッドラインが明日中ということになっていて、そこまでに答申案をまとめなければいけないということですね。それについては、きちんとした答申案、つまり、資料の3。これはこれから説明とあれをやっていきますけれども、こういうような形で結局最終的にこの委員会でオーソライズをいただいて、その上で知事に委員会の案として答申をするということになります。

ですから、何を言いたいかという、ここで、先ほど宮田委員もおっしゃいましたけ

れども、五十嵐委員からあがってきている部分について、継続審議をするということは、これは皆さん方一致しているんだろうと思いますけれども、ここで今度は、審議の結果ですね、結論を出していただくの時間が物理的にあれば、またそれは別なんでしょうけれども、答申の（案）そのものが、今、ここでできるわけではない。それがそこまで、この短い時間の中で、短いって、まだ昼間だからと言われたんですが、出てくるような形であれば、それは継続審議じゃなくて緊急提案というような形になるんでしょうけれども、その点は皆さん方いかがでしょうか。

つまり、明日の資料の3、あるいはその後ろのところにある参考資料というようなところに、むしろ今日自体は決着をつけるということの、当初の趣旨でですね、進めていきたい。ただ、五十嵐案の中に盛られていること、更に宮田委員が言及されたいくつかの案については、これは極めて重要なことだと思われまますので、これは棄却するという形ではなくて、当然重要な提案として、今後審議をしていかなければいけないということにはなるんだろうとは思いますが。

宮田委員。

#### ○宮田委員：

是非そうしていただきたいと思えます。じゃあ、この参考資料の2ページ目の、五十嵐案の緊急提案Pと書いてあるところは、下の継続審議を要する事項の枠がぐーっと下からこうあがってきた中に入っているけれども、☆印のまま残していくみたいな、そういうイメージでいくということでもありますね。

(井上会長～この参考資料の白抜きの星[☆]というのはなんですか。)

(五十嵐会長～黒星[★]、白星[☆]がいるんですね。)

(宮田委員～白抜きの星…)

#### ○井上会長：

特段意味はないんですね。

(田中地域主権局参事～恐れ入ります。)

Pということが入ってるということですね。

(田中地域主権局参事～ペンディングの趣旨でございます。)

それであれば、このところは、もともとキックオフは五十嵐副会長のほうからあったんだけれども、この参考資料の今見てる2ページ目のところの、右側の、破線で囲んである緊急提案事項（P）というのは、この部分は、国に提出する資料の参考資料として、これは付けていくんだけれども、下のほうの中の括りに入ってくるということですね。下の方というのは継続審議を要する事項という形。

ご提案になった方にお聞きするのはあれですが、いかがでしょうか。

#### ○五十嵐副会長：

ありがとうございます。

先に資料3の答申案をやってしまって、もし残り時間があれば意見をいただくということで結構でございます。よろしいでしょうか。

## ○井上会長：

ありがとうございました。

ご提案いただいた五十嵐副会長のほうからも、一応ですね、了解をいただきましたので、こういうような形で対応したい、つまり、先ほど言った、五十嵐案というのは今回国に提出する時には参考資料の2ページ目という形で付けていき、そして資料の2というところできちんと整理が、道民提案との関わり方というのが整理されておりますけれども、ここの部分は、今後はですね、関連法規との関連性だとか、あるいは場合によっては必要に応じてということですが、いくつか関連する団体と言いますか、専門家の意見等々を聴きながらですね、具体化に向けて前に進んでいく継続審議の形で残すということに、させていただきたいと思います。そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

(各委員発言なし)

では、誠に申し訳ありません。2のですね、議事の(1)、今度はイの答申案の確認についてということで、これについて事務局のほうから説明をしていただきたいと思います。先ほど言及いたしましたけれども、これのたたき台になるのは、資料の3ですね、それにあと参考資料の部分も入りますか、これについて。そして、ここでは答申の1から5まで書いてあって、資料の3ですね、1番上の答申1というのは、これはまだ審議として、前回までに結論を出しておりませんでしたので、こういう形になっている。この点については、先ほどですね、皆さん方のご意見を賜って、大きな流れとしては答申1というのは、国に対する提案ということで、盛り込むということにさせていただきましたので、これからはこのかっこをとった形、(P)もとった形ですね、事務局のほうに説明していただきたいと思います。参考資料も併せて、一括して事務局のほうから説明方願います。

## ○田中地域主権局参事：

それでは、お手元の資料3及び、参考資料と並べると言うんでしょうか、一緒に見ていただければ助かりますが、答申案ということでまず緊急提案5本。いわゆる地域医療関係とJASと水道、3分野、それで本数で5本という形で、一応かがみ、頭、かがみでございます。

めくっていただきまして、答申1、P消えますが、答申の1、札幌医科大学の定員自由化でございます。参考資料のほうは、めくっていただきまして、参考資料1ということでございます。先に参考資料1からちょっと申し上げます。地域医療の確保ということで、先ほどちょっと言い忘れましたが、現状のところ、前回のご議論の中で、面積別の人口がどうかと、面積別の医者数と、今参考資料の1でございます。参考資料の1の1ページ。これまで人口当たり医者数ということで出しておりましたが、現状のところ面積別では北海道は全国よりも著しく低く、患者の移動など負担が大きいということで、100平方キロメートル当たり医者数と、これで、全国72人に対し、北海道は15人。特に2人というところもございます。これは後ほど資料を付けてございますので、そこでまた改めてご説明いたします。それで検討の方向性は先ほど申しまして、新たに追加いたしました。それで、先ほど五十嵐委員のほうから、次のページの提案のところをどう繋ぐかということで、1ページの下に道州制特区の活用というのがございますので、この活用の具体的な形は何かと、整理をしますと、開いていただきまして、五

十嵐委員からご提案いただきました、特区から見た北海道の検討状況という形で、この1枚目、2枚目をペアと言うんでしょうか、で整理できればなと思います。それで、先ほどの緊急提案事項Pのところにつきましては、継続検討のほうに整理をし直させていただきます。

それで、続きまして、資料のほうからいきますと、参考資料をいきますと、3ページは地域医療の現状について、これは人口当たり医者数です。今回新たに、4ページでございます。北海道の医師の現状ということで、面積当たり医者数というのを整理して見ました。ここでちょっと説明いたしますと、まず左側、人口当たり医者数については、全国平均を大きく下回る地域があると。あと面積当たり医者数は、100平方キロメートル当たり医者数は、全国平均の5分の1。逆に申しますと、医師1人がカバーする面積が5倍であるという状況で、身近なところに医者がいない、あと患者の長距離移動の負担が大きい、あと、地域医療の現状は、非常に厳しい環境にあるということかと思えます。それで、第2次医療圏別に医者数があって、人口があって、面積がありまして、人口10万人当たり医師数と、100平方キロメートル当たり医師数というのを付けております。それで、全国平均を見ますと71.5人。東京都だけで見ると、同じ100平方キロメートル当たりでいきますと、1,639人という状況でございます。それに比べまして北海道でいきますと、100平方キロメートル当たり2人といったところが、留萌とか、宗谷とかそういう状況になってございます。それで、右上でございますが、例えば面積約10平方キロメートル、東京都文京区の面積でございます。ここにはお医者さんが3,586人おりますが、北海道、10平方キロで見ますと、平均で1.4人という状況で、留萌圏や宗谷圏におきましても、医師1人で足立区に相当する面積をカバーしているといった状況でございます。そういうことで、いろいろ面的なもの、こういう現状にあるという資料でございます。これが総体の資料でございます。

次に、参考資料2ということで、道内医育大学定員増に向けた動きというのがございます。これは基本的に前回のものと変えてございません。ただ先ほど、佐藤委員のほうからご質問ございましたが、20年度以降のイメージ図のところでございますが、とりあえず15人( $\alpha + \beta$ )ということで、札幌医科大学は $100 + \alpha$ としておりまして、議会での知事答弁におきましてはプラス5人となってございますが、医療対策協議会もございまして、あえてここは数字は入れておりませんでした。ということで、大きくは変えてございません。

次の2ページ、道内3医育大学定員の推移ということで、何度も申しておりますが、国立大学かつて120名あったものが、現在100名ということで、北大、旭川医大合わせますと、40名定員が落ちておりますが、今回は札幌医科大学、公立大学法人が先行いたしまして、国立大学は21年度以降という形になっておる状況でございます。

その次は閣議決定でございます。

4ページ目は、独立行政法人の関係で、学則変更の届出先を知事と、いう形でございます。

5ページは、いわゆる関係法令をつけてございます。

それで、ここで札幌医科大学の定員増の参考資料が終わりましたので、答申案1のほうに戻っていただきますと、答申案といたしましては、札幌医科大学の定員自由化ということで、課題といたしまして、公立医科大学が定員を増やす場合、届出であるが、いろいろ閣議決定や確認書など、実質的な認可事項として運用しておるとということで、前回までの整理を入れております。あと、札幌医科大学の学則変更の届出先を国から北海道とする。これ先ほど林委員のほうからご質問ございまして、この学則変更の対象は何かということになったときに、事務局といたしましては、あくまでも医療対策、緊急

医師確保対策の一環と考えてございました面もあって、医大の定員増という認識でございました。それですみません、先ほど、今日お配りしました資料の1、先ほど細かい文科省の通知とか、資料の1、資料の1の9ページをちょっと見ていただきたいと思います。

資料の1の9ページ、先ほどの学則変更の届出に関する文科省の通知でございます。この中で、9ページの右上のところに、いわゆる学則変更の対象としまして、公私立大学等の目的、名称、位置の変更の届出などがございまして、名前を変更するとか、そういったものが届出対象になってございます。それでその下、3というのが、収容定員の増とか書いてございますけれども、従って、どこまで届出対象とするかということにつきまして、参考までに、届出全般に広げますと名称とか、位置の変更の届出とか、そういったものが入ってくるという整理かと思えます。

それで恐れ入ります、答申1のほうに戻っていただきまして、目指す姿ということで、学則変更の届出先を国から北海道とすると。それで、1番下でございますが、独立行政法人の設立団体である北海道に権限を移すということで、独自に定員を決めることができ、地域への貢献もできるということでございます。

会長これは全部通しでいってよろしいですか。

(井上会長～はい。)

はい。それでは続きまして答申案2ページ。

これは、労働者派遣法に基づく医師派遣地域の拡大ということで、前回参考資料で整理いたしました、今回これ始めてお出しする資料でございます。現状としましては、労働者派遣法による医師の派遣は次の場合のみ認められておるということで、産前産後休暇、育児休暇とかこういう場合と、へき地に所在する病院・診療所など。それで、課題としましては、へき地指定については厚生労働省令で定められていますが、道内市町村のうち次の市町村が除かれているということで、12市町村が除かれていることもあって、ここにつきまして、目指す姿としては、労働者派遣法施行令の改正によりまして、民間病院から今、へき地以外には派遣できなくなっているものを、法令の改正によりまして、へき地指定を北海道が行いまして、民間から民間に医師派遣ができるよう、いわゆる北海道条例で定めたいという趣旨でございます。それで、へき地指定の権限を道に移すことにより、北海道において独自に指定を行って、より地域の実情を反映した医師派遣が行えるというものでございます。

関連で次、答申3でございます。

答申3、これも前回の議論を踏まえまして整理いたしました、地方公務員派遣法に基づく医師派遣先の拡大。これは、道職員である医師の民間病院への派遣につきましては、法令及び条例によりまして、医療法人とか日本赤十字社などに行ってございます。それで、現在医者が1人しかいない市町村、道内に29市町村。全体の16%。ここで医師確保、後継者とか、研修に行くときの交代要員の確保などが求められてございます。それで、現行法令の規定では、個人経営の病院とか診療所には医師を派遣できない。また、医師1人地域における医師確保につきましては、やはり診療機会の確保といったものについて、あらゆる可能性の確保をする必要があるのではなかろうかということで、目指す姿。道職員医師の個人経営病院への派遣が可能な体制をつくるということで、道職員医師は今、医療法人などには派遣できますが、法令の規定により個人病院にはできないものを、地方公務員派遣法を改正し、個人病院にも出せるようにすると。派遣先は当然条例で定めると。いったことができないかということでございます。それで、一番下ですが、道職員医師を地方の個人病院に派遣することによって、地域の診療機会を確保し、

道民の生命を守るという、自治体の基本的な役割を達成できるのではなかろうかということですが、

それで、続いてすみません、今度は参考資料のほうに戻っていただきまして、参考資料が先ほどの続きでいきますと、労働者派遣事業とは、というのがさっきの続きでございます。これは前回お出ししました、労働者派遣事業の制度概要でございます。

次にめくっていただきますと、労働者派遣法に基づく医師派遣の、いわゆる新旧のイメージ図でございます、ここは特に大きく変えてございません。これは民間から民間。先ほどの説明のとおりでございます。

それで、それに関する関係法令が、その次についてでございます。

更にめくっていただきますと、参考資料4といたしまして、地方公務員派遣法に基づく医師派遣、いわゆるこれは公から民へ、公→民の世界でございます。それで、法令制度、医療法人などの病院数などを表示してございますが、前回の提出資料と変わってございません。

それで関係法令が、その次に載ってございます。

ということで、参考資料はこのようなものを想定しております。

続いて答申4、JAS法に基づく監督権限の移譲。これにつきましては、まず現状。JAS法では、本社、工場などの所在地により、管轄が国と道に分かれています。違反した業者の対応も、指示は道、措置命令は国と分かれています。それで、課題といたしましては、道内業者等への監督権限が国と道に分かれるなど、役割分担が明確ではなく、それぞれが全体を把握できない。また、道は違反者に対して指示までしかできず、最終権限である措置命令の権限がないということで、通報受理から処分までを一貫して行うことができないということでございます。それで、前回のご議論を踏まえまして、JAS法に基づく指示・監督権限の移譲につきましては、2以上にまたがります広域業者は、とりあえず今回の緊急提案から外しまして、本社・工場ともに道内のみにあります道域業者につきましては、現行では道は措置命令ができないものですから、これは国が今やっている分も含めまして全て道がやるということで、権限移譲をしたい。それで、権限・財源はセットの原則でございますので、そういたしますと、現に国の職員、農政事務所の職員が道域業者に調査に入っているとすれば、それにかかります、国の事務費・人件費につきまして、交付金として財源移譲を要望していきたいという形でございます。それで、どのような形で農政事務所に照会するかということにつきましては、前回、会長のほうからのご指示もございましたが、提案検討委員会におきまして、北海道知事に農政事務所はどうなっているかという照会文をいただき、今度、知事又は所管部名で農政事務所に例えば聞いていくといった形でオープンな状態で国に情報の照会をしたいと考えてございます。それで一番最後、JASの最後ですけども、いわゆる道内のみには本社と工場を構える業者につきましては、北海道が通報受理から是正まで責任をもって効率的に対応する。それで、前回の議論で出ましたように、今回、疑義案件の移送により生じていた立入検査等の重複の解消が図られ、行政の効率化にも資するという形を入れさせていただきました。

次に参考資料のほうに移っていただきますと、参考資料の5。JAS法に基づく監督権限の移譲でございます。前回の議論の中でもいろいろ、ちょっと移送件数の状態がわかりづらいというご指摘がございまして、北海道内の立入検査事務の状況につきましては、いわゆるちょっと表の形を変えました。それで解説といたしまして、真ん中に点々でございますが、国において調査・報告聴取や立入検査を実施した疑義案件（道域業者に係るもの）の移送を受けた場合に、道では、業者に対して責任をもって公正な指導・指示等を行うため、道として再度、調査・報告聴取や立入検査を実施しているという実

態を記載させていただきました。それを踏まえまして、一番下でございますが、こうやって道域業者につきまして、道知事が一元的にやることの効果といたしまして、権限移譲によって道内のみに本社と工場等を構える業者につきましては、北海道が通報受理から是正まで、責任をもって迅速かつ効率的に対応ができる。また、立入検査の重複の解消ということで、行政の効率化に寄与できるという点を明記させていただきました。

続いてその参考資料をめくっていただきますと、横表でJAS法に基づく監督権限の移譲、新旧対照表がございます。ここは、いわゆる道域業者について整理をし直したことが1点、あとは前回のご議論の中で財源の話をもうちょっと明記すべきではないかというお話がございまして、権限移譲後につきましては、特区提案と、その下に財源移譲と、現に国が要している経費は財源としていただきたいということを明記させていただきました。

次は法令関係で、関係法令でございます。

一応JASはここまでで、最後答申5、水道法に基づく監督権限の移譲ということで、答申のほうに戻らせていただきます。水道法に基づく監督権限の移譲ということで、これは施行令で給水人口5万を超える、または2万5千トンを超える場合は国と道で分かれておるということで、事業者数を入れまして、北海道は水源から海まで他県にまたがらないので水利調整はいらぬということをもちまして、監督権限を持つ国は厚生労働省直轄だけでも、緊急時に現地で速やかな指示ができない。道に監督権限もないため、なかなか平時の場合でも現状把握ができないという問題意識も含めまして、平時の場合、緊急時の場合ということで、給水人口など入れまして、前回の基本的な整理で頭の整理をしてございます。それで、現状では水道法に基づく対応ができない状態に置かれている5万人以上につきまして、身近な北海道が直接監督をしたいということで、このような整理をしてございます。

それで、参考資料でございます。参考資料の6ですか。まず、水道とは何ぞやということで、水道事業の絵をつけてございます。

それで次に道内の水道事業者等ということで、ここはすみません、前回と変わっておりますが、前回道管轄が27%になっていたのを26に数字の訂正をした程度でございます。

次に3ページですが、水道法に基づく新旧対照表ということで、こちらもやはり財源、これは厚生労働省の水道課、20人の職員がおります。ただ、20人の職員のうち北海道にどれぐらい関わっているかというのはちょっと、509を持って、北海道の水道は23か所ですから、どのぐらいなのかちょっとわからないんですけども、ここにつきましても財源移譲ということで、現に厚生労働省本省で北海道の水道に関わっている人、事務費、なんぼかと確認した上で、これの移譲も求めていきたいというふうに考えてございます。

それで参考資料の最後ですが、関係法令につきまして、施行令が非常に読みづらいものですから、下に水道法の法令ごとの事務内容というのをつけて、1枚に整理して関係法令ということでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

## ○井上会長：

ありがとうございました。

只今事務局から、資料の3に基づきまして、答申（案）緊急提案の概要について、説明をいただきました。併せてそれを補足する形での参考資料ということで、それについても併せて説明をいただきました。

それで、説明いただいた中では前回までですね、この委員会で出てきました、種々の意見等々を織り込んだ形で、当初配布されていた参考資料の原案をですね、かなり修正していただいております。

それらについて、ご意見等いただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

まず最初に、1番最初に先ほどの議論の中で先送りしていた部分、答申1の札幌医科大学の定員自由化。これは林委員から先ほどご意見あるいはご質問が出ました。それについて、説明の中で、事務局より一定の回答、見解が示されたと思います。そういうところも含めて、委員の先生方でご意見等あれば、あるいはご質問があればお出しいただきたいと思います。いかがでしょうか。

佐藤委員どうぞ。

○佐藤委員：

確認、2つなんですけれども、2つ確認いたしますが、先ほどの説明ですと、学則の変更の届出だけを知事にするということですね。それで、目的や名称、位置の変更というのは現状のままということにするということですね。それが1点です。

それから、これは先ほど五十嵐副会長から、僕は質問だと思って、あるいは要望だと思って聞いていたんですけども、今般のその12月までの間に、札幌医科大学の定員増をする方針は、つもりは、実現するかどうかはともかくとして、それは道の中にあるのかないのかというところを、ちょっと確認したいと思うんですけども。よろしいでしょうか。

○井上会長：

事務局どうぞ。

○田中地域主権局参事：

はい。1点目でございます。学則変更の届出の関係でございます。事務局としましては、今回緊急提案だということもございまして、定員増だけという認識でございます。というのは、逆に言うとこれまでの議論でも、例えば他の公立大学、例えば釧路公立大学、道分のあれはございませんが、本来、分権の観点からすると公立大学全般の届出というものに波及していかなければ、国と地方の役割分担で申しますと、ちょっと不十分な感もございます。ただ今回は、これまでやはり現状の医療格差の是正ということでやってまいりました中の中長期的な取り組みと認識してございまして、そのように学則変更、ある意味では（定員増）ということに限定で考えてございます。

それで2点目。12月までに札幌医科大学につきましては、これは議会答弁も、知事が申しておりますので、今の進捗状況は確認しておりませんが、間違いなくやることはやります。

○井上会長：

よろしいでしょうか。

はいどうぞ。

○佐藤委員：

そうしますと、定員、釧路公立大学とか函館の公立大学とかですね、それも含めてということですか、それとも札幌医大に限定したということですか。

○田中地域主権局参事：

恐れ入ります。札幌医科大学の定員増に限定したいと思います。

○井上会長：

山本委員。

○山本委員：

林委員がおっしゃっているのは、札幌医科大学に関する、学則という意味でおっしゃってますか。ということは、この9ページの3、公私立大学等の学則変更の届出というところを札幌医科大学と読み替えて、つまり従って、定員増以外の学部・学科の設置とか、組織の廃止にかかわることも含めて、学則という理解をしていいですか。ということで、学則の届出の権限を北海道に移すということによろしいんですか。おっしゃっている意味は。としますと、ちょっと私は疑義があるんです。これはだけど難しいんですが、全面的にそれを否定するのではなくて、ちょっと逆に教えていただきたいところなんですけれど、全体の、文科省の政策と言うと良くないんですかね、北海道の教育がどうあるかというか、大学教育がどうあるかという、考え方の中で道民の観点からと言いましょうか、必要なことは何なのか。それによって、どういう学部・学科があるといいのだろうかということもあるので、これあのちょっと非常に難しいなと思いつつながら、すみません、ごめんなさい。ちょっと今、議事録から排除したほうが良さそうです。削除したほうが良さそうです。すみません。

○林委員：

すみません。私が先ほどお話ししたのは、書き方として、緊急提案として、この札幌医科大学の定員自由化という書き方だけだと何か伝わらないかなということも思って、札幌医科大学の学則変更の、ちょっと長くなりますが、札幌医科大学の学則変更の届出先を国から北海道にすることによる定員自由化なわけですよ。そこが何か1行ポンとこういうふうにしちゃうことの…。

○山本委員：

ということは、あくまで定員の自由化に関しての学則変更ということで、限定的におっしゃっているということですね。わかりました。それだったら賛成です。

○林委員：

ちょっとその、何て言うのかしら、緊急提案がこういうふうに5本並んだ時に、ちょっと答申1の書き方だけが、私にとっては何か、道州制特区の中でポンと違うように私は感じたんですね。中身の問題ではなく。でもこれ全然問題はないのでしょうか。他が何かいかにも権限移譲っぽい書き方をしているのに、答申1だけがこの札幌医科大学の定員自由化という書き方でいいのかなというような感じでさっきは申し上げました。

(山本委員～表題ですよ。)

表題です。はい。中身というよりは、私はその表題のつけ方と言うんでしょうかね、それがいいのかしらという感じでそう思いました。

(宮田委員～わかりやすいけど。)

○宮田委員：

ありがとうございます。まあわかりやすいと言えば、学則変更の届出先を知事に変更という。何だろうと思いますよね。かっこして、定員自由化と書くような形になるのかなというふうな感じですけども。ただ僕が思ってるのは、収容定員の変更もありますけれども、これ学則変更の届出先の中の収容変更に関わるものの、その収容変更の変更だけを知事権限の届出にするというのは、へんてこりんだと思いますね。ですから僕は、ここの公立大学学則の変更の届出先を知事にすることにしないと、それも限定して、定員数の収容人数だけの、そこのイの行のところのこのとこだけやるなんてことは、僕はおかしいと思いますし、やるならば、学則変更の届出先を知事に変えるということですね、その中に定員も含まれる。もあるし、必要に応じては、今後の北海道の医療に関しての問題点として協議しながら、学科にね、こういったものを設置しようじゃないかということでの学則変更があるとすれば、そこまではできるわけですから、僕はこれでいいんじゃないか、学則変更の届出であり、かっこでわかりやすく定員の自由化をやるのだと。だめですか。広すぎますか。

(これ出そうとしているやつは、あれですか、学則の…。)

○林委員：

すみません。細かい法律のことはちょっとわからないのですけれども、こういうふうに出す時に、今は答申1と簡単に書いてますけども、もっと細かく出すものなんですか、答申としては。何条何項のところとかというふうに書くものなんですか。すみません。

○田中地域主権局参事：

答申の形態ですか。答申の形態はまさに検討委員会におきまして、自由に決めていただければと思っております。

(佐藤委員～いや、今の質問はそうじゃなくて、国に出す場合ということ。)

国に出す場合は…。

○林委員：

この表だけで意味をなすわけではなく、細かく書くということですか。

○田中地域主権局参事：

新旧対照から含めまして、これから詰めていく面も多々ございますが、大きな方向を答申という形でいただければ。まだ事務的にはかなり詰めが残っています。

○林委員：

それも含めて他の案に関しては、新旧の対照表があって、今の1だけなかったのも、どういうふうになるのかなというのもちょっと思いました。

(ありました、ごめんなさい。すみません。)

○五十嵐副会長：

私も最初この自由化といったときに、林委員と同じ印象を持ったので、私の提案の中には道知事への届出変更という形で出したんですが、自由化のほうがわかりやすいのか、

ずっと自由化なので、自由化のほうの方がわかりやすいのかなとちょっと理解をしていました。要するに権限を移譲されるんだということの表題のほうが、道州制特区みたいだなと。自由化と書いちゃうと、札幌医大が自由にしますというふうにも読み取れるかなという、第一印象が違うのかなとは思いました。ただ中身はそうではないのでいいのかなというふうに勝手に自分で理解をしておりました。

それからもう1点、すごく細かいんですけども、現状のところ、2つ目のポツ、最後の行のところ、削減されていることが医師偏在の一因となっている。これもその通りではあるんですけども、削減、一因だからいいのかなというのと、削減されていることも一因ですが、他にも非常にたくさんの要因があって、何かここがつながっていることがちょっと気になるかなと、むしろポツを分けて医師の偏在ですとか、偏在となっていて医師や患者の負担が大きいというところまで書いちゃってもいいのかなという、現状のところですね。これはちょっと細かいので、事務局に最後はおまかせしますが、ということですよ。

#### ○井上会長：

そのほかいかがでしょうか。

今、ご提案になってる、皆さん方それぞれ細かいところにおいては、意見は異なっているのだと思いますけれども、少なくとも今、何人かの先生方がおっしゃられたこと。この答申の1のところ、要するに表題のつけ方ですね。これは中身を表しているからいいというのと、答申2以降のように何々に基づく何々の拡大とか移譲、というのとは少し表現が変わっているのでこれでいいのかというようなご意見でした。

それで、もし何らかの形で具体的にですね、答申の1の表題というもので、何々に基づく何々の移譲とか拡大だとかというようなところで、具体的なご提案があれば、ここで審議を続けるということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

佐藤委員どうぞ。

#### ○佐藤委員：

私はこれ出すこと反対なんで、あんまり言ってもしょうがないんですが、確認なんですけど、ずっとこれ学則変更の届出だと思ってたんですが、先ほどの話を聞くと何か省令どころか通知の変更というんですか、収容定員だけと言ったら。そんな・・・、まあいいです。

#### ○井上会長：

ただ、学則変更全体で多くの部分を、要するに定員増以外のところ、1つその前に目指す姿のところでは、答申の1なんですが、札幌医科大学の学則変更の届出先を、国から北海道、北海道知事にするというところは、ここはきちんと押さえておきたいと思うんですが、今度、学則変更の全てのところを、今度含むということになれば、これは例えば先ほどあった、学科の設置、収容定員の変更というようなところも全部を含めてということになって、例えば公立大学の学部の学科の設置に伴うものうんぬんのところというのは、ここでは今まで議論してないんだと思うんですね。だからそのあたりのところも含めて、どういうふうにタイトルをするのかということ、ご議論いただければと思います。

#### ○佐藤委員：

私のもしかしたら間違った認識だったかも知れませんが、通常その学則変更の中には、

定員の変更を要しない学則変更と、定員の変更を要する学則変更と、国公立あるいは私立のほうを見ていただければわかるんですけど、ありまして、通常は定員の変更を要しない学則変更のほうは本当に簡単なんですよ。単なる届出でいいんですよ。それで、そこはそのまま文科大臣で、より重要な、定員を変更するほうはこっちに、簡単なほうはいりませんよというのは何か変な、筋としては変で、だからずっと当然学則変更全体だと私は思っていたんです。にもかかわらず、反対だと言ったんですけども。

#### ○井上会長：

どうでしょうか。

私が言ったところを改めて申し上げておきますと、要するに収容定員の変更というのは、基本的に学則の変更を伴うわけですね。その中で要するに、今まで議論してきたところの大きな流れというのは、これは出発点は、北海道の医療が、特に地域医療について多々問題があって、その中で1つあるのは、これは医師の地方偏在、地域偏在というものもあるけれども、全体としてその部分の是正もこれから必要になってくるんだけど、意思となるものの出発点として、地域医療に関わる医師の確保というところを、これまで延々と議論してきたんだと思うんです。ですから、医師をいかにして北海道で、その医療を担う医師の数をどうやって増やしてくるかということを議論してきた。このところは、たぶんはっきりしてるんだと思うんです。ただ、その届出の、先ほどから出てますけども、9ページのところにある、学則変更の届出等々についての例えば、大学の名称の変更だとか、うんぬんのところというのはどうしましょうかというような議論は、はっきり言ってしていない。あるいは学科をどういうふうにして設立すべきかということも、ここは議論していないということで、今、そのところが要するに議論されていない中で、広い意味での学則の変更という、例えば先ほどの資料のところの、資料1のですね、9ページのところの全部を含んだ形での学則変更というのは、これは少し、今までの議論の流れとは違う、新たな流れではないかということを私は申し上げた。

宮田さんどうぞ。

#### ○宮田委員：

はい。もう1回整理して考えますと、先ほど私、学則のことに関しては、こういうことも含めてというふうに申し上げましたけれども、よく考えてみると議論してきたのは定員のあれでありましたということは確かでございますので、ですから、提案としてはこういうことなんです、この参考資料の新旧対照表の特区提案の学校教育法施行令の26条の①のⅢのところということですね。なので、言葉はやっぱり、何か林委員がおっしゃるように、的確な言葉にしておいたほうが誤解を招かないですね。ということですね。

#### ○佐藤委員：

いやその定員の自由化というのがいいかどうか、ちょっとわかりませんが、それを審議してきたんです。つまり26条の第1項の第3号ですか。ここ何の資料だろう、5ページ目にありますけども、学則を変更したときとあるんですね。ですから、学則を変更したときなんだろうなとずっと。その中の1つとして、定員のものも含まれているというふうに考えてきたんです。だから学則には、当然その学部や学科の目的だとか、最近書かなきゃいけませんから、そういうようなものの中に例えば、札幌医科大学は地域医療になんとかするんだというようなことは当然書き込む、今はどうなったかわかりませんが、当然書き込むわけですね。そういう流れの中で、収容定員というのも決

まってくるわけで、いきなり何もなくて、いや医師を養成します、収容定員を増やしますと、これじゃあ全然まさに議論の筋としては通らないので、学則変更の届出先を知事に変えるというのは、私反対ですけど、反対ですけども、筋としては、いわゆる筋としてはそういうことなんだろうなと思ってずっと、当然最初の、学則にある医学部というんでしょうか、その設置の目的、この札幌医科大学の医学部というのはこういうことをやるんだというのが、学則というのはその他いろいろありますけど、こう書いてあって、その中で、だからこういう定員増なんだと来るはずなので、そういうものだと思ってずっと考えてましたから、定員だけ議論したって言うから、むしろ何か変だなという感じがします。反対ですけど。

#### ○五十嵐副会長：

確かにちょっと議論は定員だけに集中したような感はあるんですが、第1回目の時のもっと幅広い議論の中で、要するに増やしたとしても、どういう人を増やすのかということが必要であるというような議論は出ていて、当然、北大であれば総合診療科、札幌医大であれば何でしたかちょっと記憶がないんですけども、そういう中で地域の医療を担う学生の定員増であると。それは道内出身者が北海道内に行きやすいだろうということも議論があったと思いますので、最終的に議論が集中したところはそこなんですが、入口は学科の話も出ていたような気がするんですよね。更にその続きで、その養成した人達が本当に地方に行ってもらうために、研修先はどうかという議論もあって、単に増やすんじゃなくて、ちゃんと考えた中でこういうふうな増やす道筋をまずはつけるんだという意味合いだということは理解をしてたつもりだったんですけども。でも、これがどれほどのことかという、佐藤先生おっしゃるようにその他のものがもし非常に楽であれば一緒にのっけてしまえばいいのかなという気がするんですけど。筋、いや筋なんですよね。だからそれは当然、ちょっと議論は集中してなかったかも知れませんが、出ていたというふうに理解をしています。

#### ○井上会長：

そのほかいかがでしょうか。  
事務局から何か説明ありますか。

(事務局発言なし)

なければいいんです。

ではですね、私の意見は私の意見として別にしましてですね、これは委員会で皆で合議しているわけですから。2点今、残ってきたと思うんです。

1つはですね、要するに中身の問題。中身の問題というのは、これは私は別の言い方をしましたけれども、中身の問題で、例えば学則全般をここで言うのか、あるいはそうではなくてですね、定員だけにしぼった形にするのかという、その中身の問題。これが1点目。

そして2点目はですね、どういうような形になるにしても、これは特に定員の問題だけではないというふうになれば、答申1のところのですね、表題、タイトルの書き方というのは、ここは完全に変えなければいけない。そして、定員だけということの中身に織り込んでいるんだとしたとすると、それでも全体の表題としての整合性から、こういうような表現でいいのかどうかというのは残る。

そういう形で1、そして2のところをご審議いただきたいというふうに思います。

山本委員。

○山本委員：

今、途中で抜けまして申し訳ありません。

先ほど私、かなり中途半端な物言いをしておりまして、あれは迷いがありまして、今、論点を整理していただいたんですが、地域医療をどうするか、どうしたらよいかというテーマの中で、定員の自由化ということについて議論してきた中で、少し狭くしたほうがいいのかなどというふうにする考え方と、それと先ほど五十嵐副会長もおっしゃってましたように、当初の入口の議論では大きな概念の中で、なるべく地域が主体的にやっていく、そのためにどうしたらいいのかという議論からスタートしているというお話しも理解できます。ですので私、どちらにするのかなというふうに思いますけど、迷いがありますが、地域医療という枠組みの中で答申1、2、3と並んでることをどう処理していくのかな、どういうふうに提案すると最適なのかなとやっぱり、ちょっとここはもう少し、自分では理解できてないところなんですね。

一方で、大前提で、道州制のこの枠組みを使って、地域の問題を優位に解決していくという大前提に立てば、いっそのこと、当然佐藤先生がおっしゃたように、読み方としてはそうなるんでしょうから、一挙に、地域への貢献という観点から、学部・学科も含んだ学則変更の届出先という理解をしてもいいのかも知れない。この辺がちょっと私、実は今、判断つかないんですね。すみません、その状態であるということをご申し上げます。

○井上会長：

ありがとうございました。

そのほか、ご意見いただきたいと思いますが。

○佐藤委員：

要はですね、学則変更というのはなぜ重要、反対なんですけどこんなこと言っちゃいけないんですけど、重要かと言いますと、結局先ほど届出だとその他もろもろと、いろいろ規制がかかるからうんぬんということを利用してましたけれども、同じことが例えば札幌医科大学が地域の、北海道の地域の医療に貢献するんだといったような目的を掲げるという学則変更を出した場合に文科省がうんと言わないこともありうるということですよ。それでいいのかどうかということですよ。

○林委員：

私は、すみません、最初の段階からあまりものを詰めずに考えてたところもあったんですけど、やっぱりその学則変更全体を変えることで、札幌医科大学がどうしていくのかという、地域医療にどう貢献していくのかという意味も含めて、私は定員自由化だけではなく、学則変更の届出先を国ではなく知事になるということで、物凄く自主・自立の大学になっていくのかなという思いはあったんですね。ただ、今回細かく見ていくと、そこに収斂するように実は話していたんだということに、ちょっと先ほど気づいたようなところもあって、申し訳ありません。ただ、私は、今回緊急提案として出せるのであれば、学則変更はやっぱり全体の届出先を国ではなく知事になるんだというふうにして、問題はないんじゃないかなというふうに、私自身は思っています。五十嵐さんのお話を聞いて、やっぱり1回目の時はかなり広い議論の中であつたし、また、参考人として来ていただいた久保田先生のお話の中で、医育教育の中で、いかに地域医療に貢

献するかは大切だということを講義の中でしていかななくてはならないというようなお話しもありましたよね。そういうことを含めて、札幌大のあり方というんでしょうかね、講義も含めて、そういうことも広い意味で学則変更の中に入れていくのであれば、より私としては、効果があるんじゃないかな、今回は、その一番、形として出てくるのは定員自由化ということですけども、それだけではないものも含まれるのであれば、より、私は効果が認められるのかなというふうにも思いました。

#### ○山本委員：

先ほどのこの、資料1というものは、医師の確保に関する事前の協議とか調整について、こういうことが実際行われているよということの説明の中で使われた部分もありますが、ちょっとご質問は、むしろ事務方になんですが、先ほどの9ページの右側の3の学則変更の届出とあって、組織の設置に関わるものとか、その改廃に関わる、廃止ですか、に関わるものというのがあって、これはまたやっぱり様々な、これは文科省から出てますけど、様々な調整というか、協議が実質的には必要なことなんでしょうか。当然だと思って聞いてるんですけど。もっと大変なのではなかろうかと思って聞いているんですけど、だからここでスパーンとこういうふうにした時に、どうなんだろうかと。ちょっと色々、ちょっとわからないことが多すぎて、判断ができないというところも正直ある。

#### ○田中地域主権局参事：

先ほどの資料1の9ページ、文科省の平成19年の学則変更の関係ですが、確かに組織の設置、例えば学科の設置というのは、かつて札幌医科大学で保健医療学部でしたか、を作るときに相当きつい協議が入ってたというふうには漏れ聞いておりますが、そんな状況かと思えます。従って、そうですね、事柄によると思いますが、特に学科の設置、また定員の増、当時学科の設置はかなりきつかったというふう聞いております。

#### ○井上会長：

いかがでしょうかという、まとめる方向での、まとめるというか、結論を出していただく方向でのご議論をいただきたいと思うんです。

宮田委員どうぞ。

#### ○宮田委員：

ありがとうございます。もう1回整理しましたら、やっぱり学則変更の届出先を国から北海道とするということが、いいのではないかと。いやいや、何か大変なことになるんですか。特に今回は定員の自由化というか、定員のあれにつきましての変更を主眼に置いておりますし、それをやることだと思うんですけども、それに伴って学則の変更が北海道知事ですることができるということにすることで、このことも進みますし、また含めて学則変更ということの中では、今後も議論されていって、学科、組織の設置だとか、組織の改廃についての問題点もね、含めて学則の中にありますから。今まで議論してきたことというのは、まずは定員の問題でありましたけれども、学則変更ということで、知事に権限を持たせることについては、みんなやっぱり北海道の、道としての方向、地域医療の方向について、知事権限で、道で、決裁していくことができると。大学のだって目的とか設置のあれについては文科省のままですから、その地域の運営に関しての学則ということでもありますからね、これは、学則の変更の届出先を北海道とすると、いうことで可能であれば、それでいいのではないかと。そして（定員自由化）ということで、わ

かりやすく書いたらいいんじゃないでしょうか。自由化というか、定員増ということなんだと思いますけれども。

**○井上会長：**

ありがとうございました。

そのほかどうでしょうか。

まず、他にあれば、ご意見等々いただきたいと思いますが、若干議論が錯綜してるんじゃないかなというふうに思う部分というのは、これは学則の変更に伴うということで、この9ページのところに書かれている項目について、これは文科省等々の事前協議等が必要になるということであって、多くの学則の部分というのは、名称の変更だとかいうようなところは伴わない、あるいは地域枠というのも、これは事前協議の対象になるのかも知れませんが、例えば旭川医科大学あたりがやるように、例えば定員の半分をこれを旭川医科大学は地域枠とするというような方向性というのは、これは基本的に大学の評議会等々で、あるいは役員会で決められてということで、事が足りるというふうには言っていないわけですが、そここのところが非常に大事になるということで、学則の変更を伴わない部分というのは、地域医療の部分に関してもたくさんあるということは、言えるんだと思う。

それで、話を元に戻しますが、先ほど1点目、2点目、そして2点目については、2つの考え方があるという形で整理しましたが、例えばですね、宮田委員の意見が最後に出てきましたので、それで固めていければとは思いますが、1つの全体としてまとめる形ですね。それで、表題のほうは、これは具体的にどうするかというのは、これは改めても明日というのはこれデッドラインになってますので、そこをどうするかというところがあるので、改めてですね、審議をしていくというところはない。ただ、先ほど言いましたように、中身についてはあげていくということは決定しているわけですから、そここのところは方針は変更しない。それで、タイトル。これはカバーページにある緊急提案の答申の1、札幌医科大学の定員の自由化というのは、これは今、宮田委員を含めて出てきた意見というのを基本に置いて、そして学則の変更というような形をきちんと入れる、あるいはその趣旨を入れるという形で、あまり答申2以降の表現ですね、とは違和感がない形で、緊急にですね、検討するというところ。そして中身のところについてはですね、これはこの中にまた、何を織り込んでくるかということについては、これは基本的にそれを審議するだけの時間がもうありませんので、そここのところは大きな流れというのは、趣旨は、札幌医科大学の定員の自由化というようなところを生かす形にするという形。あと表題について、そして中身の再編成というのが、中身の再編成というのは基本的にこれを生かすという形になって、目指す姿のところの学則変更の届出先を国から北海道とするというふうになってる部分は、これは上のところからずっと追ってくると、定員の自由化になるんだけど、ここはもう少し幅広い意味で解釈すれば、届出先を国から北海道とするというところは、基本的に変えなくて、表題とは一致する。ですから、学則変更の届出先を国から北海道とするというところを、体化した形での表現に改めるということで、いかがかということですね。

意見があったらお出しいただきたい。

**○井筒地域主権局次長：**

すみません。この場でご議論いただければなと思うんですが、今、答申案の1ページの表題をですね、仮に今の会長のご議論等を踏まえてですね、札幌医科大学の学則変更の届出先の変更（定員自由化）というような形ではいかがでしょうか。

○井上会長：

事務局から提案がありました。  
基本的にはそこは宮田委員の意見とほとんど一緒だというふうに理解するのですが、いかがでしょうか。

(各委員発言なし)

意見がなければって、いつまで待つかという問題が・・・。

(宮田委員～もう1度言っていただけますか、もう1度。)

(井筒地域主権局次長～札幌医科大学の学則変更の届出先の変更(定員自由化)。)

(山本委員～それは狭義にしているという意味ですか。定員自由化に限定しているわけではなくて。こだわってるの私だけですね。結局ね。)

(林委員～ただこれニュアンスとして学則変更の届出先の変更というのは、何か・・・。)

(宮田委員～言葉のあれがちょっとね。)

(林委員～語呂が悪いかなという感じはしてしまう。)

○林委員：

長くなっちゃうのかも知れないんですけども、それであれば、届出先を国から北海道へで、(定員自由化)とかのほうがいいのかなとは思うんですけども、どうですか。

(井上会長～もっと答申の表現とは違ってくるんじゃないですか。)

そうですか。

○井上会長：

いやいや、今、見てるのはこれですよ。これのところの答申の1のところですね、学則変更の届出先を国からうんぬんという表現だったら、先ほどから、もともと私はそこに林委員の議論の出発点があったと思うんですけども、答申の2から答申の5までの表題のつけ方と、答申の1の表題のつけ方というのは、極めて違和感があると。要するにずれがあるんじゃないかと。だから、答申1のところをもう少し、言葉で言えばハードなどと言いますかね、何々に基づく何々の拡大とか、何々の移譲という形にするべきだというふうに理解してたんですが。

(林委員～ええ。はい。)

そうすると、それを踏まえて今おっしゃったご提案を言っていただけますか。

○林委員：

札幌医科大学の学則変更の届出先を国から北海道へ、というふうにして、(定員自由化)とかのほうがいいのかなと、私は思っていたんですけど。

○井上会長：

いや僕が仕切っていないんだけど、それは事務局が提案したのほとんど変わらないん

じゃない。

○林委員：

そうです。ただその言葉として、先ほど、ごめんなさい、学則変更の届出先の変更というのは、私は文字として見たときにすごく変だなというふうに思ったんです。私は。

○宮田委員：

だから、表現としてね、学則変更権限の移譲とかっていうふうには書けばいいんじゃないですか。

(林委員～そうです。そういう感じですね。)

○山本委員：

それでそこで確認なのは、別に否定しようと思って言ってるんじゃないですよ。確認しただけなので、最終的に詰めなきゃいけないんで、もう明日出すんですから、はっきり言うと。私は実は、定員自由化に関する学則変更の届出先変更というふうに理解してたんですが、そうではなくて、ということですよ。

(井上会長～間に入ってるのが、要するに宮田委員の案なんです。)

(宮田委員～定員自由化。)

(山本委員～わかります。完全に今わかりました。)

(林委員～宮田さんのがいいのでは…。)

(宮田委員～学則変更権限の移譲とかね。)

(井上委員～しかしそれは…。)

(宮田委員～権限じゃないから。届出だからね。)

(宮田委員～何とかの移譲とか、何とかの拡大みたいな終わり方の答申というか案にしたいわけですよ。)

(井上委員～だから、何々から何々へということの趣旨はそれでいいと思う。だけど、だいたい体言止めだということですよ。)

○山本委員：

これ今、緊急提案という枠組みの中で検討してますよね、あくまで。それで、医育大学の定員増、地域枠導入という分類の中で議論してますよね。ですので、私、自分の意見が採用されなくても全然構わないんですけど、私はその分類の中では、どちらかと言うと学則変更の届出先を前に出すんじゃないで、定員自由化に関する学則変更の届出先の変更ぐらいで全然いいと思っていたんです。当初から。今回の、明日出すという、明日がデッドラインということに関しては。それで、それと別枠でもともと、プライオリティが非常に高いものであるけど、今回緊急には間に合わないけれども、もともと札幌医科大学のような地域の医育大学の、地域医療に関する貢献の仕方をどうするかという時に、当然だけど組織の改廃とか、様々な論点が出てくるだろうと思うんですが、それはまた別途という理解をしていました。

○井上会長：

ありがとうございました。

時間を重ねれば重ねるほど拡散していくような感じがして、どうやって…。

どうぞ事務局。

**○井筒地域主権局次長：**

委員のご議論が続いている途中で恐縮ですが、先ほど佐藤委員から札幌医科大学の学則と地域医療への貢献というような、その点で学則を自由化すると、地域医療への貢献とかそういうところが入るの入らないの、そういう違いにもなるのではないかとということで、ご意見があったかと思うんですが、現在の医科大学の学則を見ますと、1条の目的のところには多少その、北海道の医療の発展というような文言はありますが、地域医療への貢献といったような文字はございませんし、学則には現在のところ入っておらず、もうちょっと事務的な、教授会の構成だとかそういうような話が入ってるというところなんです。これが1点です。ですから、ここを変えないと地域医療の貢献とかうんぬんとか、山本委員が今おっしゃったような大きな問題になるというようなことはないかと思いません。

あともう1点は、ちょっとこれは記憶で恐縮ですが、独法化の過程で、中期目標を、地方独立行政法人法に基づく中期目標を立てる。それで、その際には知事も一定の関与を設立者としてするわけですが、その際に目標の1つとして、地域医療への貢献というのを盛り込んだりしておりますし、それについては設置者として、当然、法に基づく関与をしていくということになるんだろうと思います。

それで、以上が事実関係でございますが、事務局の意見というのがあっちゃいけないのかも知れませんが、これまでの議論の経過からしてですね、今後国と、なぜこういう提案をしていくのかという議論を重ねていく際にですね、やはり我々この条例に基づきます検討委員会の議論というのをバックボーンにですね、やりとりをしていくこととなりますので、その際には議論の中心はあくまで地域医療という枠で議論をしてきたということがありますので、そちらのほうを議論としてはですね、折角いただいた答申、それに基づく提案を実現しやすいのではないかなというふうに考えております。

**○井上会長：**

今、事務局から説明があった趣旨は皆さん理解されているとは思いますが、問題はこの表題をどうするかというのは……。

**○林委員：**

逆にすみません。私が混乱を。私はそういうふうに思いましたが、他の委員の方がこれでいいということであれば全然それは、私は問題はないことなので、逆に私が疑問を投げかけて、自分で案がない中で、何となく違和感があるということで話してしまいましたけれども、いろいろ考えた中でこれがやっぱり一番表しているということであれば、それは全然私としては問題がないです。

**○井上会長：**

五十嵐委員どうですか。

**○五十嵐副会長：**

文言の整理、ごめんなさい、意味は十分わかっているので、2案どちらでもいいと思いますが、最後に山本委員のおっしゃったのも、ああそうだなと思っておりまして、変更変更2つ続いちゃうんですが、それでもいいと。定員自由化に関する学則変更届出先の知事への変更、あるいは札幌医科大学の学則変更（定員自由化）の届出先の知事への

変更と、どちらか選んでいただいていた方がいいかなとか思いますが、いかがでしょうか。

**○井上会長：**

今のあれで、だいたい意見は収斂してるんじゃないでしょうか。どちらを採るかというのは、メモを取ってないんですが。

(山本委員～それは会長、副会長におまかせします。どっちか採るだけですよ。同じ意味じゃないですか。)

(宮田委員～同じだよ。)

では、今ちょっと私、きちんとメモを取ってないので、2つのあれというのはあれなんですけど、皆さん方の意見というのは、これはかなり収斂してきてるというふうに思いますので、ここの表題のつけ方についてはですね、これは会長、副会長にご一任いただければというふうに思うんですが。よろしいでしょうか。

(宮田委員～異議なし。)

(山本委員～異議ありません。)

では、事務局と後でこの点は詰めさせていただきたいというふうに思います。ここでご議論いただいたことの趣旨がねじれないようには確実にさせていただきたいと思しますので、ご了解いただきたいと思います。

では、この答申案ということについて、もうこの最初のところだけで随分あれになりましたけれども、いやいやこれは当然、至極もつともなご意見がたくさん出たと思っておりますが、後ろのほうについては、これは答申の2から5については、前回あるいは前々回に十分ご議論いただいて、一定程度の方向性が出ていた。それで、一部そういった議論を踏まえて、例えば財源の移譲を新たに加えていただくとか、そういう修正がなされておりますので、もしよければこれはこれとして、お認めいただければというふうに思います。表題の部分については、これはご一任いただくということで。いかがでしょうか。

佐藤委員どうぞ。

**○佐藤委員：**

答申2以降については私も賛成しておりますので。

若干意見を申し上げたいと思いますが、答申2の、大したことじゃありません、1番下の行。より地域の実情を反映した医師派遣が行える、というのはちょっと日本語としておかしいので、よりを取るか、何か工夫が必要ではないでしょうかというのが1点です。

それからもう1つ大きいのは、答申4なんですけど、私の記憶ではこれだけではなくてですね、道内に本社のあるものについて、その道内工場で事が起こったときうんぬんというのは道がやるというふうに、前回なっていたような。私の勘違いであればいいんですけども、そういう気がするんですが。どうだったでしょうか。

**○井上会長：**

今おっしゃられてるのは、答申4のところの流れ図というか、権限移譲のところですか。

(佐藤委員～はい。)

それで、ここのところは要するに、全てが道内で完結してるところの会社の話であって、ここのところは特段疑義なく可決したと思うんですね。それでその右側にあった、参考資料にあるのか。

(佐藤委員～参考資料5。)

5のところの、特に2。2にこの完成図というか、提案図が書かれてあるわけで、ここのところについては、私自身も前回議論になったところ、そしてこれについては福士先生も発言がありましたけども、この資料5、1ページの2、権限移譲後という形で結論が出てたように理解していますが。他の委員はいかがですか。

#### ○五十嵐副会長：

この1ページ、参考資料5のこの図で言えば、福士委員がご指摘したのは、斜線を引いている部分は国じゃないかということだったと思いますので、これ斜線がなくなって全部国になったんですけれども。だからこの道内に本社があって、道内に事業所がある部分は全部道なので、ここから2つ目、何て言うかな、2つ目って言うていいのかな、2つ目のところの主たる事務所が道内にある場合は、これは全部道という整理だったような気がします。後は全部国ですよと、国ってはっきり書かなきゃ行けないというご指摘だったと思うんですが。

すみません。佐藤先生のご指摘だったと思います。

#### ○井上会長：

斜線のところについては、前回提出された原案では斜線が入っていたというふうに理解してるのですが、その斜線について、質問、意見が出たということですよ。前回。それで結局、今回の場合には、その資料の5のところ斜線が消えたというのは、前回事務局のほうで答えになったかも知れませんが、今その理由も含めて、修正になった、訂正になったのを、繰り返しになるかも知れませんが、説明方いただきたい。

#### ○出光地域主権局参事：

ちょっと前回の資料は、今日お配りしておりませんが、前回の資料でいきますと、いわゆる広域業者ですね、事業所等が2都道府県以上にあるものについて、実際に現状では、措置命令なり指示というのは国がやっているわけですが、この措置命令なり指示は誰に対して出すのかというと、法人であれば法人を宛名として出すと。つまりこの図でいきますと、主たる事務所が道内にあって、かつ道内の事業所、それから道外にある事業所とか工場とか店舗とか、あるわけなんですけれども、実際に措置命令とか指示は、要するに本社に対して出すと。道外にある工場なりに措置命令なり指示なりを出すことがないということで、主たる事務所が道内にあるものについては、道外にある事業所について斜線を入れておりました。それで、主たる事務所が道外にあるものについては、主たる事務所に対して措置命令、指示を出すものですから、逆に道内にある事業所なり工場のところには、措置命令、指示を出すことがないだろうということで、斜線を入れて区分して図を作っておりました。

それで今回その部分は、広域業者のほうは変更しないということが、前回の議論の

結論であつたらうというふうに私どもは理解しております、そういう形で図を戻した時にですね、細かく作っていけば前回と同様に、主たる事務所が道内にあるものについて、道外にある事業所のところには措置命令や指示はないだろうということで、斜線を入れてもいいわけなんですけれども、全体として措置命令、指示は国がそのまま、広域業者に対しては全部行うということで、図のデザインとしまして、細かく斜線を入れないですね、全部ここは国が行うという意味で、べたっと従来の図のとおり国、国というふうにしておりました。基本的には措置命令、指示は本社に対して行うものであるという理解は変わっておりません。

#### ○佐藤委員：

それは前回の説明でももちろんわかっております。前回の図では、この主たる事務所が道内にあって、それが2つに分かれてますけども、その左側は道、道知事というふうになってたかと思えます。その隣が斜線がついていて、その斜線はどういう意味なんだ、それで私が申し上げたのは、そこに斜線を引くのであれば、上の方の現行の分担も斜線がつかないとおかしいじゃないかということをお願いしたんで、その主たる事務所が道内にあって、工場うんぬんも道内にあるものについて、やっぱり国でいいなんてことは一言も言ったつもりがないんですけど。

#### ○出光地域主権局参事：

佐藤先生からのご質問、斜線についてのご質問は今おっしゃられた通りだと思います。すみません、私どもの前回の議論の理解としましては、その斜線の議論はそこまでで終わりました、その後ですね、いろいろな議論の中で、例えば前々回ですね、この主たる事務所が道内にあるものについては、道内部分の事業所の部分は全部道が措置命令と指示をやってはどうなんだろうかということが、前々回の議論でそうになっていたと思います。

それで、前々回のご議論以降に、いや待てよ、そうは言っても全部道がやるといういろいろな問題があるのではないかというご意見もまた出てまいりまして、じゃあそのところはこういうふうな設計をしたらいいんだろうかというふうな議論になっていった時に、福士先生のほうからは、通常、2県以上にまたがるやつは全部国がやっているというのが通常の制度設計だと。それで、もしその一部が道ができるというのであれば、それは全部できるということでないかと話が合わないのではないかというご議論もありました。しかし一方で、全部道がやるのではなくて、やっぱり一部国が関与する余地を残しておかないと、広域的な調整でいろいろ不都合が起きるのではないかと、そういう議論もございました。

それでいろいろ議論があつた結果、井上会長のほうから、結局そこは議論が分かれています、また、広域業者についてはまだ制度設計で詰めなきゃならない点があつて難しいので、最大公約数的に、道内で全部完結している部分についてだけ、全部道知事でやろうということに前回の議論ではなつたのではないのかなと、私どもは理解をしまして、こういうふうな図で整理をいたしました。

#### ○佐藤委員：

そうなんです。道内に関係しているところは道知事でやりましょうと言つたつもりなんです。つまり、主たる事務所が道内にあって、事業所も工場も道内であるものについては道知事だという、そのところの解釈が若干違って、いや私だけそう思つたというなら…。

(宮田委員～いやいや僕もそう思っていましたよ。)

**○井上会長：**

いやあの、議事録にどういう形で残ってるのかというのはあれなんですけど、私自身はですね、あの時に、2回か3回ですね、どういう形で取りまとめるかということは、これは意見として、こういう形でどうだろうかということをお諮りしてるんですね。その時には、要するに1番左側の道域業者、主たる事務所が道内のみというものについて全て、現状で一部国が関与してるところを道知事ということで、今回はやってはどうかということでご提案し、そして賛同を得てるというふうに理解してるんですが。

はいどうぞ。

**○五十嵐副会長：**

図に書いてちゃんと確認すればよかったかなと思ったんですけど、これ斜線の問題じゃないんですが、国と直したのは、本社が道内にあって、他で問題を起こした時には国が本社に対して指示をするから、ここは国なんだという整理であって、道内、道内というこの2本の列ですね、これは道知事だということに理解をしたと思っています。

**○井上会長：**

まとめ方が少しまた、若干ずれが出てきているのですが、ということは結局、答申のところの、要するに4というところの絵ですね、これをどういうふうに変えるということになるのでしょうか。

(佐藤委員～前回ので結構なんですよね。)

(以降、各委員特段の発言なし。)

**○井筒地域主権局次長：**

すみません。前回資料とですね、該当部分の議事録をちょっと用意させていただきます。すみませんが少し休憩ということで。その間用意をさせていただきますので、よろしゅうございますでしょうか。

<事務局資料準備のため、約10分間休憩>

**○井上会長：**

お揃いですので、再開したいというふうに思います。

只今、事務局のほうから、前回第4回提出分ということで、資料が出されました。私が許可しました。そしてあと1つは議事録で、当該箇所について記録されている部分について、資料を配付してもらいました。

それで、先生方の意見の前に、事務局のほうから何らかの説明か何かありますか、ありませんか。

(出光地域主権局参事～特にありません。)

いいですか。

ではですね、具体的にどういうふうにするのかということで、ご議論いただきたいと

思うんですね。収斂しないという形ではなくて、議論が収斂する形で。

それで、事務局から配布された資料の12ですね、12ページのところ。これは井上会長という形で発言があります。それで、その前はちょっとこれ提出されてませんけれども、私のところのこれがまとめだと思うんですね。

それで、「そのほかいかがでしょうか：というところから始まって、中ほどに、「それを繰り返して申し上げますと、資料の1ページ目に基づいて言えば、道域業者は前回十分に審議したように、これは道内にある本社」で工場もあるということですので、「これは全て道という形で道知事の権限のもとに置くということにする。それで、広域業者のところにつきましては、1ページ目の右側に書いてある、道内本社というところ」、これ広域業者、そしてその広域業者の中の1番右側、右側かな、左側じゃないか、「に書いてある、道内本社というところ、更にその下の道内工場等というところ、それ以下の権限というのを、措置命令、指示についても国から道に移すということになっておりましたけれども、先ほどからご議論いただいておりますように、少なくとも緊急提案ということのもとではですね、これは現行どおり、2ページ目を開いていただくと、2ページ目のところのこれは全部、措置命令」、2ページ目というのは皆さん方に配られている資料、1ページ目も2ページ目も配られてるのか、ああそうですね、2ページ目というのはその右側にあるやつですね、「それ以下の権限というものを措置命令、指示についても国から道に移すということになっておりましたけれども、先ほどからご議論いただいておりますように、少なくとも緊急提案ということのもとではですね、これは現行どおり、2ページ目を開いていただくと、2ページ目のところ」は「全部、措置命令、指示というのが国という形になっているという形で、現行どおりということで対応するという形。こういう形で皆さん方の意見を集約させて」よろしゅうございますか。賛成というのはないんだけど、「(各委員発言なし)」。

それで、その下にある部分は、これは財源の移譲もきちんと付け加えて欲しいということの、私のところの意見で出てます。

要するに今日提案になってる部分これは、それで少し下のほうにも書いてあったんだな。「それでですね、そういうふうにしますけれども、今一度ですね、前回のよう形で少し後になってですね、疑問点が十分出されていなかったということでもありますので、事務局のほうで今日の確認をした中での発言を今一度精査してほしいと思います」。

だから、ここのところは要するに、だめだというふうに言って落とすわけではないんだけど、少し上のほうにありましたけれども、シミュレーション等々をして、どれだけの実効力があるのかということ、事務局に改めて精査をしていただきたいということで投げ返してるという形。

そして、その前にあった部分は、とりあえず全員が合意できた、道域業者の主たる事務所、事業所、工場、店舗が道内のみというところ、ここのところを全て、その前の回、第3回でも議論したように、これは道知事という形で、特に措置命令のところはもともと国になってますので、そこのところまで道知事にしたという形です。

ですから、多々意見が出たのは私も理解してます。それで、その中で要するに、富士先生も発言されましたけども、少し、これを国に提案する、少なくとも緊急提案としてあげていくというところには、少し状況が、十分に積まれているわけではない。

ですから2度か3度、私はシミュレーションをして、こういう場合にはどういうふうになるのかというケーススタディをやってみることが必要なのではないかとということで、全員発言なしの後のところで、事務局にというところで振ってるということなんです。

ですから今日出された意見は、これは今回の提案には盛り込んでいないけれども、し

かしこれを排斥したという形で、私はまとめたわけではない。いくつかの問題点等々も指摘されたし、我々の理解が若干あいまいな部分もなきにしもあらずということで、緊急提案としてではなくて、事務局に一旦あずけて、少しシミュレーションそして法律的な関係というのを精査した上で、必要あれば、今一度という意味での継続審議に付したということ。それが、ここで配布されてる資料の結果です。

どうぞ。

○佐藤委員：

はい、わかりました。

前回の記憶がですね、若干あいまいだったようでございまして、そういうことであれば、これで結構だと思います。

○井上会長：

こういう形でまとめさせていただいて、よろしゅうございますでしょうか。

これは確かに佐藤先生だけじゃなくて、宮田委員あるいは五十嵐委員からも、若干このまとめ方についてですね、意見が出ましたように、そういった意見というのはあったということで、今日配られている議事録の前のほうにあるんだと思うんですね。ですから、それはそれで意見として、出てきていたのは事実だろうと思いますし、そういったものを受けて、先ほどあいまいな部分とかね、知識が不確かな部分があったので、継続審議にさせていただくということで、これは今後の扱いの中で対応させていただければというふうに思います。

お手数おかけしました。そういうことでよろしくご理解のほどお願いしたいと思えます。

それで、もう何がどこまでいってるのか、わからなくなってきたんだけど、要するに事務局のほうから、従前に説明がありましたように、資料の3、答申（案）というものと、参考資料ということで、併せて事務局のほうから説明をいただきました。

それでこの答申（案）というのは、若干の修正をした上でですね、答申という形にまとめさせていただきたいと思えます。若干の修正というのは、これは若干で済まない、ちょっと頭痛い問題ですが、答申1の表題についてですね、皆さん方から十分ご意見等々いただきましたので、その意が伝わるような形でですね、まとめさせていただきたい。特に最後には、五十嵐委員のほうから2つの案が出てきましたので、その2つを軸にしなごう、皆さん方の意見はそれに収斂してたと思えますので、軸にしなごうまとめさせていただきたい。その点については、先ほどお諮りしましたけれども、会長、副会長のほうにご一任させていただきたいということでもあります。

そういうことで、よろしゅうございますでしょうか。

(宮田委員～はい。)

何か1時になってかなり、時間をあせってきてるんですが、そういうことでお願いいたします。

それでですね、実は先生方には、要するに時間がない、時間がないというふうに言ってきましたけれども、これは最終的に明日の夕刻だろうと思えますけれども、知事のほうに、皆さん方を代表してですね、私のほうから答申という形で上程したいというふうにしておりますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思えます。

そういうことで、議事の(1)というのを、一応締めくくりにさせていただきたいとは

思います。それでこれは、先ほどから出てますようにですね、国に行ってそれがすんなりと受け入れられて移譲が行われるようなものではない。ただ、きちんと私どもが動いているということを1つ示していくということ。それに、もともと緊急提案というのは知事のほうからあったわけですが、私自身はですね、やはり皆さん方とそれは違わないと思いますけれども、やはり道州制特区とかですね、道州制、ここの間の混乱もあるんですが、道州制特区の提案というのは、これは道民の生活、道民の方々のね、生活において、どのような意味合いがあるのかということ、そこを一番理解してもらうには、時期的にね、今が一番良かったのではないかとということで、緊急提案の審議というのをかなりのスピードでやらせていただきました。

それでやはり、JAS法にからむ問題、水道法にからむ問題というのは、これは道民の皆さん方は、これは非常に大変なご苦勞をされたわけですが、こういったものはね、消え失せないときに、この道州制をやればですね、どういうことができるのかということ、具体的な示せるという意味で、緊急提案と。これ知事から言われたから乗ったというふうな意味じゃなくてですね、私自身はそういうふうな整理の仕方ですね、やらせていただいたということでもあります。

そこはよろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

それで、(2)。次回、第6回委員会についてということで、これはまず最初に事務局のほうから説明いただきたいと思います。

#### ○田中地域主権局参事：

次回の委員会の開催日につきまして、各委員の先生方にはメールで確認させていただいております。それで一応、今のところ、10月の19日金曜日、10月19日金曜日の午後の開催というふうに考えてございます。

また、次回第6回の検討対象分野につきましては、この委員会でご審議していただくこととなりますけれども、事務局といたしましては、248件の道民提案のうち、一通りさわりました地域医療対策以外の提案につきまして、残りの分につきまして、事務局で今、一覧表といたしまして、特区提案として検討すべきものと、特区提案によらなくても対応可能なものという形での整理をいたしたいと思っております。また、更にお時間が取れました場合には、環境保全など、更に詳しい説明ができればというふうに考えてございます。よろしくお願いたします。

#### ○井上会長：

只今、事務局のほうから2つの提案があったと思います。

1つ目は、次回の開催日ということで、これは10月の19日ですか、金曜日ということで、何かこの会議は金曜日を開くことが非常に多いんですが、10月19日の金曜日、午後ということでもあります。

(林委員～時間というのは決まってるんですか。)

時間はここで決めていただければよろしいのですが。

あの先生方に何だっけ、スケジュールの表を出していただけてます。もうあれから随分変わったんだろうと思いますが、あの中で空いていたのが、10月の19日。ただそれも、今日も残念ながらご欠席ですが、福士先生が出られないということになってるので。

(各委員間で日程調整)

それですね、いつごろの時間がよろしいですか。  
事務局のほうは。

**○井筒地域主権局次長：**

1時半か2時ぐらいでいかがでしょうか。

(各委員間で開始時間調整)

**○井上会長：**

よろしいですか。では、10月の19日、金曜日、13時30分ということで、場所等々については、追ってご連絡いただきたいというふうに思います。

それで、あれは早めに決めて出さないと、要するにこれ公開というふうにしてますので、2、3日前に出したら、公開と言いながら出て来られない可能性があるのです、なるべく早め早めに時間と場所を決めてお出しいただきたいと思います。

それで、あと1件事務局から提案がありました部分です。

これは私も相談を受けて、こういうふうにしたらということで、申し上げました。それでこれは一応、緊急提案というのがピリオドを打って、あとはスケジュール的には国に持って行くのが来年の3月ということで、逆算していくと結局、今年の12月末までに、もうこれは緊急提案じゃなくて、普通の提案を1本あげなきゃいけないということになります。これがスケジュールです。私が理解しているスケジュール。

それですね、問題は、ご承知のように、およそ250件、248だったかな、件の道民の皆さん方からの貴重な意見が寄せられている。提案が寄せられているということで、これ1つのところは、医療というような問題で、ここまでかなり時間を使ってやってきたので、これの延長線上でやるということが効率的なのかどうかということも併せて考えましたけれども、やはり250件ですね、これから医療を除いたおよそ200件の案件を、そのままずっと流しておくというわけにはいかないということで、事務局からあった2番目の①というのが、次回は残りの部分、およそ200件の部分、これは特区になじむもの、特区になじまないものということで、区分けをしてくださる、一応、今後の議論のたたき台という形にしたいというのがあります。それで、これはやっぱりずっと意見をいただいております、半年、1年というね、半年ずっと店ざらしというわけには、やっぱりまいらないので、一応そういう整理をさせていただく。ですから次回およそ200件、これを、かなりの分量になりますが、整理していきたいと思います。

じゃあ医療の問題はというのは、これは先ほどからそれに近い話も出ておりましたけれども、内容が出ておりましたけれども、これは医療対策協議会と言いましたかね、そのところで、片方で例えば定員の問題、奨学金の問題、地域医療のあり方の問題という、いわばグランドデザインについての議論が、専門家を中心にしながらですね、議論が行われている。これ確かトップが知事だったと思いますけれども、そういう形で行われているということで、我々が別な形での議論をしている間ですね、ここの部分については、そちらの協議会のほうで、少し専門家の方々の意見も整理して、そのテーマに沿って整理していただくという作業を、作業というとおかしいな、検討していただく。それでそれをやりっ放しに当然するわけではないわけで、これを然るべき時期に、もう1度この場でですね、委員会で更に従前同様の、慎重な審議というものを尽くして、医療の残されている分野も含めて、提案という形でまとめていくと作業をしたいと思う

んですね。あと、①、②と言いましたけれども、③の部分はですね、これは道のほうから説明ありましたけれども、いわゆる環境の問題というのが、地域振興だとかいろんな部分の中で、環境の問題というのがですね、行われるという話が出たと思いますけれども、その部分についてですね、少し議論をしていきたいというふうに思っています。これはかなりのスピードで今動いていて、そしてなぜ動いてるかということ、来年の7月の北海道洞爺湖サミット、このテーマが環境というものでありますので、そのところを中心にして、次回時間があればですね、事務局のほうから説明してもらいたいというふうに思っております。

このような形で進めていきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(各委員発言なし)

ではですね、そういうような形でしていきたいというふうに思います。

これで、審議事項の1、2、3まで終わりですが、その他何か皆さん方でご意見あったらお出しいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(各委員発言なし)

では、10月の19日の金曜日、13時30分ということで、ご参集いただきたいというふうに思っております。よろしくお祈いします。

事務局のほうから追加説明ありますか。

(井筒地域主権局次長～特にございません。)

#### ○佐藤企画振興部長：

それでは一言私から、お礼のご挨拶をさせていただきます。

7月30日以来、5回の熱心なご論議をいただきまして、今日も本当に3時間を超えるご論議をいただきました。水1本でこれだけの議論をしていただき、心苦しいのでありますが、おかげさまで緊急提案についてのご審議をまとめていただきました。

事務局としても、なかなか不慣れなところがありまして、十分な対応がまだ出来ない面もあろうかと思っておりますが、これからまた努力をしてまいりたいと思っております。

この議論につきましては、明日ご答申をいただきまして、このあとパブコメ、それから市町村からの意見聴取、それから12月の議会への提案ということで、私どもしっかり受け止めて進めてまいりたいというふうに考えております。どうぞよろしくお祈いをいたしたいと思っております。

また、引き続きこの本体といいますか、大きな部分が待ち受けております。

皆様にはまた大変ご苦勞をおかけすることと思っておりますが、道民が皆さん注目しておられるということもございまして。私どももできるだけの努力をしていきたいと思っておりますので、今度ともよろしくお祈いをいたします。

今日はどうもありがとうございました。

#### ○井上会長：

ご苦勞様でした。